

宜 議 第 4 4 5 号
令 和 5 年 1 2 月 8 日

議 長
呉 屋 等 殿

総務常任委員会
委員長 石 川 慶

委員会審査結果について（報告）

第452回宜野湾市議会定例会において、本委員会に付託された案件の審査を終了いたしましたので、各案件の報告書及び会議録の写しを添えて、委員会条例第29条の規定により、その結果を報告いたします。

1. 委員会活動

期 間 期 日	会 議 月 日	備 考
令 和 5 年 9 月 1 3 日	令 和 5 年 9 月 1 3 日	議案第48号
令 和 5 年 9 月 1 4 日	令 和 5 年 9 月 1 4 日	議案第58号、議案第60号、議案第55号 陳情第18号、請願第 6号、陳情第11号 請願第 2号
令 和 5 年 9 月 1 5 日	令 和 5 年 9 月 1 5 日	議案第48号、認定第 1号、議案第48号 議案第55号、議案第58号、議案第60号 認定第 1号、陳情第11号、陳情第12号 陳情第18号、請願第 2号、請願第 6号
会議日数 3日間		

2. 審査結果

議 案 番 号	件 名	付 託 月 日	議 決 月 日	結 果
議 案 第 4 8 号	令和5年度宜野湾市一般会計補正予算 (第4号)	令 和 5 年 9 月 1 2 日	令 和 5 年 9 月 1 5 日	原案可決
議 案 第 5 5 号	宜野湾市税条例の一部を改正する条例に ついて	令 和 5 年 9 月 1 2 日	令 和 5 年 9 月 1 5 日	原案可決
議 案 第 5 8 号	宜野湾市火災予防条例の一部を改正する 条例について	令 和 5 年 9 月 1 2 日	令 和 5 年 9 月 1 5 日	原案可決
議 案 第 6 0 号	高規格救急自動車購入に係る物品の取得 について	令 和 5 年 9 月 1 2 日	令 和 5 年 9 月 1 5 日	同 意
陳 情 第 1 1 号	日本全体で解決すべき問題として、普天 間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・ 土の安全の保障を求める陳情	令 和 5 年 3 月 3 日	—	継続審査
陳 情 第 1 2 号	公契約条例の制定を求める陳情	令 和 5 年 3 月 3 日	—	継続審査
陳 情 第 1 8 号	学生議会開催について	令 和 5 年 9 月 1 2 日	—	継続審査
請 願 第 2 号	沖縄本島南部土砂採取計画の撤回を国に 要請することを求める請願	令 和 5 年 3 月 3 日	—	継続審査
請 願 第 6 号	米軍機の保育・教育施設の上の飛行中止 を求める請願	令 和 5 年 9 月 1 2 日	—	継続審査

※結果欄について、賛否が分かれた場合のみ、（賛成多数）等の表記を行い、“全会一致”の場合は特に表記をしない。

総務常任委員会会議録

○開催年月日 令和5年9月13日（水） 1日目

午前10時01分 開会

午後 0時02分 散会

○場 所 第3常任委員会室

○出席委員（9名）

委員長	石川 慶
委員	宮城 克
委員	桃原 功
委員	プリティ宮城ちえ
委員	上里 広幸

副委員長	知念 秀明
委員	平安座 武志
委員	伊波 一男
委員	我如古 盛英

○欠席委員（1名）

委員	上地 安之
----	------------

○説明員（30名）

総務部次長	多和田 眞満
税務課長	普天間 朝彦
防災危機管理室長	本永 貴也
企画政策担当主幹	小橋川 陽介
企画政策担当技幹	玉元 智
企画政策担当技査	平良 乾
環境対策課長	當間 大和
市民協働課長	喜友名 和佳子
福祉担当次長	島袋 喜美恵
障がい福祉課長	島袋 尚
児童家庭課長	玉代勢 桂
子育て支援課長	山城 隼人
健康増進課長	山口 久美子
道路二係長	照喜名 一史
文化課長	浜里 吉彦

人事課長	上地 章弘
納税課長	津島 美智子
企画部次長	伊佐 真
財政課長	比嘉 隼也
デジタル推進課長	金城 広郁
市民経済部次長	新垣 育子
産業政策課長	宮城 恵美
観光スポーツ課長	外間 理子
こども政策担当次長	浜里 郁子
保護課長	比嘉 洋
児童家庭担当主幹	棚原 佳乃
子ども政策担当主幹	又吉 時生
コロナ対策担当主幹	池原 史真子
教育部次長	真鳥 かおり
施設課長	仲村 等

○議会事務局職員出席者 大城 拓也

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

議案第48号 令和5年度宜野湾市一般会計補正予算（第4号）

第452回宜野湾市議会定例会（総務常任委員会）

令和5年9月13日（水）第1日目

○石川慶 委員長 改めまして、おはようございます。

ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

（開会時刻 午前10時01分）

【議題】

議案第48号 令和5年度宜野湾市一般会計補正予算（第4号）

○石川慶 委員長 議案第48号 令和5年度宜野湾市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

お諮りいたします。議案第48号については、議案の提案趣旨説明を省略することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○石川慶 委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

では、当局より補足説明がありましたら、お願いいたします。

（「ありません」という者あり）

○石川慶 委員長 では、これより質疑を許します。

本件に対する質疑のある方は挙手にてお願いいたします。上里広幸委員。

○上里広幸 委員 どうぞよろしくお願いいたします。議案第48号の一般会計補正予算（第4号）の57ページ、予備費について、内容をお伺いしていく前に確認したいことがあります。この予備費については、新年度予算審議の際にも例年、前年同様6,000万円ということになって、それで大丈夫ですかということで財政課のほうからいろいろ説明を受けました。ちょっと時間ありませんので、議事録等を確認すれば分かると思うのですが、6,000万円で大丈夫ですよという説明をされていたのです。

今回、第4号になるのですけれども、本会議の中で桃原功議員が資料を請求したのです。5番です。あるのですけれども、ちょっと私聞き取りづらい部分もあって、今回の資料を見たら分かるかなというふうに感じていたのですけれども、補正予算額2,800万円余計上されているのですけれども、その内訳について説明が上がってくるというふうに思ったのですけれども、資料を拝見すると、台風被害、公共施設の被害、それをうたっているのですけれども、これ2,000万円近くは行くのかどうかははっきり分からないのです。それで、当局の方に確認して、執行状況がついているのです。なので、新年度予算から今回の4号までの予算案、今後予備費をどうしていくのかなということが分かる資料をいただきたいと思います。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 それでは、上里委員からの質疑にお答えいたします。

予備費のほうなのですが、4月からの執行状況、あと併せて補正と、根拠、考え方と今後の見込みの資料でよろしいでしょうか。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 今回4号上がっていますので、4号までの予算と執行状況のほうを確認したいというふう

に思いますので、予算の執行状況、見込み、どういうふうに予備費を活用しているというのが分かる資料です。よろしくお願いします。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 予備費の資料については提出してまいりたいと思います。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 よろしくお願ひします。今手持ちの資料で確認してもなかなか見えづらい部分があるので、よろしくお願ひします。以上です。

○石川慶 委員長 ほかに質疑のある方。宮城克委員。

○宮城克 委員 お願いします。では、34ページ、1目、09新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金事業のこの返還金ってあるのですけれども、単純に何で返すのかな、2,000万円近くも、この中身なんですか、これ説明もらっていいですか。

○石川慶 委員長 福祉担当次長。

○福祉担当次長 おはようございます。宮城克委員の御質疑にお答えいたします。補正予算書の3款1項1目、説明欄09の新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金事業でございます。今回、返還金を計上させていただいておりますけれども、昨日、桃原委員より資料要求がございましたので、資料2番として提出してございます。この事業につきましては、事業概要にも書いてありますけれども、新型コロナウイルス感染症の影響により経済的に困窮した世帯に対し、就労支援事業の充実であったり、または円滑な生活保護事業につなげるために支援金を支給する事業ということです。事業自体は臨時的な事業で、令和3年の補正予算で計上させていただいて、令和4年で終了した事業でございます。生活困窮者に対して世帯の人員によって支援金が異なりますけれども、1人世帯が6万円、2人世帯が8万円、3人世帯以上が10万円、月額としてこの支援金を連続3か月支払いながら、就労等による自立支援もしくは就労等見込めなかった場合は生活保護につなぐという形の事業です。

そこで、国のほうで制度を設計して、市町村が実施主体として執行する事業ですので、国が10分の10の補助金を給付費にも支援金のほうにも充てて、あとは事業を執行するための事務費にも充てられて執行する事業となっています。予算立てをするときに、大体これぐらいの支援金が見込まれるだろうということで予算立てをしますけれども、足りなかったら困りますので、ある程度見込みをちょっと多めの見込みを立てて補助金の交付申請をしているということでございます。

令和4年に関しましては、12月に事業の申請期間が終わりまして、それから申請を受けて支払いをする方が出納整理期間までおりましたけれども、それを終えて決算をして、こちらのほうにも書いてありますけれども、事業の見込み、3—①、支援決定者数の当初見込み700と見込んでいましたけれども、実際に決定した世帯というのは506世帯だったという形で、それでこれに合わせて給付決定額についても残がございましたので、その丸々、10分の10でいただいている補助金に関してはそのまま剰余の部分については返還していくという形で今回提案させていただいております。以上です。

○石川慶 委員長 宮城克委員。

○宮城克 委員 了解です。すみません。桃原功委員の資料請求にちょっと触ってしまって申し訳ないです。

というのは、これ毎回あるのですけれども、この9月の段階で結構返還金あるではないですか。これ、今、次長から説明あったのはこの09ですけれども、これも35ページ、36、37、38、39、40、42ということで、全

部この9月の段階で返還金、返還金、返還金、返還金と結構あるのですよ。これだけの結構毎回見込みだったり何だったりというのがあるのですけれども、多分これ1個ずつ聞いていったら、相当時間、多分午前中どころか、多分午後までかかるような気がするので、この返還金で計上されているところを全部資料請求、説明いただきたいのですけれども、いかがですか。

○石川慶 委員長 福祉担当次長。

○福祉担当次長 国、県の財源によって事業を行っているものに関しては、負担金と補助金、この2種類ございますけれども、負担金に関しましては、国、県もその事業に対して責任を負う負担金ですので、ぴったりのことは絶対ないのです。その事業が終わって必ず返還もしくは追加交付というのは必ず出てくるものでございます。

補助金に関しましては、それは当年度の事業に対する補助ですので、返還金が出てくるということに関しては、多く見込み過ぎたということが最大の理由であると思いますけれども、この事務を執行している担当部署にとっては、歳出額、出す額が足りなかったこと、これが一番やってはいけないことだと思っていますので、ある程度の見込みを立ててやるので、どうしても返還金というのは生じてくるものだと思います。ただ、それが大き過ぎたときに、ちょっと見込みがどうだったのという話になってくると思いますので、負担金に関してはどうしてもこのように出てくるのですけれども、補助金とかに関しては、大き過ぎたものについて資料要求していただくといいかなというふうに思うのですけれども、全部というのはちょっと。

○石川慶 委員長 宮城克委員。

○宮城克 委員 事業実績等あるわけですから、出せるのではないのかという話なのです。

今聞いていて、ぴったりではないです、分かっていますよ。ぴったりなんてあるわけないというのは分かっているのですけれども、何か出せないという、出たくないのか、見せられないのか。

○石川慶 委員長 福祉担当次長。

○福祉担当次長 そういったことではございません。全てということですので、金額的に、例えば20万円とかそういったものもありますので、それについても全て出す必要があるのかなということで……

○宮城克 委員 必要があるかないかと、これ次長が決めることではなくて、僕が要求しているものですから、だったらそれなりに説明してください。

○石川慶 委員長 福祉担当次長。

○福祉担当次長 失礼いたしました。では、資料を提出していきます。

○石川慶 委員長 宮城克委員。

○宮城克 委員 厳しいのだったら、それなりに出せないという何かがあるのだったらいいのですけれども、皆さん結構出さない資料があるものですから、その辺ですよ、僕が言いたいのは。いつも資料ないとか、これないとかって、結構これでいつもかわされているので、どうなのかなと今日聞いているわけです。ほかの部署の皆さんも聞いてほしいのですが、出せないのだったら別にいいです。今言ったみたいに、確かに小さい金額のものというのは執行しているはずですから、いいのかなと言っていますけれども、どのように使われたのかなというのを確認したいし、特に僕いつも言っていますけれども、9月の段階でということがいつもクエスチョンなのです、見込みと言っても。実際、これが12月とかだったらまだ少しは理解できるのかなと、なぜ9月の段階ということは、もう前準備しているわけですから、6月に出てきていないということは、7月、8月ぐらいでもう償還します、返還しますと皆さん決めているわけですから、さっき言った説明以外

のもの、説明のものはそれでよかったかもしれないけれども、それではないものというのは結構あるではないですか、中見ると。それに対してなので、大変なのは理解できますので、出せないならいいです。そこからまた僕がその資料によって決めていきますから、質疑していきますから、それで答えられなかったから、また結局資料の請求となりますから、それでいいですか。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 補足の御説明をさせていただきます。今、返還金のお話がありましたが、これ全て前年度の事業の実績報告により精算したものでございますので、補正予算、年4回定例会でその年度ごとにもしくは余ったお金は補正増するのか減するのかということで、この辺を原課と財政課のほうで調整をさせていただきながら、状況を見ながら、補正増するのか補正減するのかという形でやっていっているところではございますが、ただどうしても年度末の最終の支払いについては、特に扶助費関係、毎月一定の額というわけにはまいりませんので、支払いの額が、一定ということにはまいりませんので、最後の支払いについてはやはり予算不足すると支払いができなくなってしまうので、少し余力を持って予算を確保させていただいているという状況がございます。その結果、見込みが少し下回ったということでこういった形で減額という形、予算、不用額が出てしまっている。ただし、その前に国庫支出金等については受入れをしておりますので、その見込額、歳入のほうは少し大きくというか、見込額をいただいていたのですが、歳出はちょっとこちら支払いが不足しないようにしていたので、最終的に不用額が生じてしまった。ここを翌年度に国の実績報告等によって精算をして、翌年度というのは、令和4年度の事業の精算を、その額が固まって返還なのか追加交付の必要があるのかという形で国と調整した後に、今回の補正で返還金なのか追加交付なのかという形で提案をさせていただいているものでございますので、今年度の事業を今返還するか、そういったものではなくて、令和4年度事業で不足が生じたのか、追加交付するのかということで国とやり取りをした結果を今回9月補正の場で本年度の補正予算で提案させていただいているというものです。

○石川慶 委員長 宮城克委員。

○宮城克 委員 今の説明からすると、例えば僕さっき強く当たったのは、懸念していたのが、例えば概算要求するではないですか、大きく要するに返還が生じると、普通感覚でいけば、これだけ概算要求堂々と必要だからと言っておきながら、こんな何千万円も何百万円もというのは、もうそもそもがおかしかったのではないのというところのペナルティーというか、何か食らうのではないかなという懸念があったのですけれども、そういうことではなくて、それを踏まえて国と調整ができるということの理解でいいのですか。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 御質疑にお答えいたします。ペナルティーというのはここについてはありません。あくまでもこちらとしては支出の不足が生じないように予算を多めに確保しておく必要がどうしてもございますので、そこが実際実績が下回ってしまった、国から受け取った歳入については、多く受けている状況があるので返還する必要があるということになっております。

○石川慶 委員長 宮城克委員。

○宮城克 委員 すみません。さっきの是正します。大きいもの、やっぱり大きい額のものの資料で、それをお願いします。細かいのは直接聞きに行きますので、それでいいですか。

○石川慶 委員長 福祉担当次長。

○福祉担当次長 お答えします。こちらのほうで大きいものを提出していきたいと思います。

○石川慶 委員長 こども政策担当次長。

○こども政策担当次長 こちらも返還金について資料提出してまいります。

○宮城克 委員 お願いします。以上です。

○石川慶 委員長 質疑のある方。桃原功委員。

○桃原功 委員 おはようございます。資料の要求して資料を提出いただきました。ありがとうございます。予備費から少し確認をさせていただきたいのですけれども、資料番号5番見てください。予備費2,825万4,000円計上されていて、大きく人件費と事業費に分かれています。人件費が466万9,000円、そうすると2,800万円から460万円を引くと、約2,300万円ぐらいがこの下段のほうの今回の台風6号による被害等の手当てということで、台風6号関連だけでよろしいのですか。これ15件あるのですけれども、下に※で、一部については財源調整中とあるのですけれども、この15件の中で調整中ということなのですか。それともこの15件以外にも予備費に計上されている案件というのはあるのですか。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 桃原委員の御質疑にお答えいたします。資料の5、まず人件費のほう、こちらについては台風6号対応で行政職員の時間外勤務手当と暴風時勤務手当の金額のほうが固まっておりますので、こちらに計上しております。消防職員については、時間外勤務手当のほうが積算中ということでございますので、積算中という表示をさせていただいております。こちらの人件費については継続見込みでございます。

下の公共施設の被害状況についてということなのですが、こちらに並べられている件については、今現在、各課のほうから被害状況の報告が上がってきて把握しているものでございます。

この上記案件のうち一部については財源調整中というのは、予備費の充用を想定はしておりますが、括弧書きなのは、既に当初予算で計上されている修繕費等を一部充てながらやっていくのかというところ、まだ調整中でございますので、全て予備費を充てるかどうかという件についての調整中ですので、記載をさせていただいております。

なお、施設の修繕としては、今把握しているのはこちらに記載させていただいているところでございます。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 聞いているのは、この予備費2,800万円のうち460万円が人件費、残りの2,300万円はこの15件に書かれているとおりで、この15件以外で予備費に係るものはありますか、ないですかということを聞きたいのだけれども。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 お答えいたします。こちらに書かれているもの以外では、予備費充用、台風6号関係については把握はしておりませんが、予備費2,800万円の考え方についてなのですが、8月の台風が来る前の予備費の残高が6,000万円から3,000万円程度使用しまして3,000万円程度となっております。台風が来まして、人件費、こちらの資料、人件費と下の公共施設の被害状況に係る修繕について、合わせて1,000万円から1,500万円程度、こちらは今まだ見積り中のものもございますので、まだ金額固まっておりますが、1,000万円から1,500万円程度を見込んでおります。その1,000万円から1,500万円程度を台風6号の被害の対応に見込んでおりますが、その他の予備費の充用で必要なものが、ハワイの義援金、こういったところもありますので、この辺がまた400万円程度、今見込んでいっているところでございます。そうしますと、2,000万円程度もう既に見込まれている状況になりますけれども、残り800万円は、先ほど申し上げたとおり、台風が来る前、3,000万円

程度まで予備費の残額が減っておりますので、そこから残りの分を戻しても4,000万円程度ありましたら、今後の対応、今後の台風の被害があったとしても対応できるかなということで4,000万円程度今後残高があれば対応できるかなという考え方で、こちらの額を計上してございます。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 分かったような分からないような、要はこれに書いてある以外にはハワイへの義援金などもこの2,800万円に含まれているということで理解していいですか。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 それと、3,000万円程度まで残高が減ってしまっている状況ですので、今後の対応を踏まえて少し積み増しする必要があるございますので、その分も考慮しての補正額でございます。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 私の伝え方が悪いのか、ではそのハワイの義援金以外にも、この15件の内訳以外にはないということで理解していいですか。

○財政課長 はい、ないです。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 台風6号大変な被害でしたから、今日の新聞にも載っていましたが、沖縄病院のことが。あれは公共施設ではないので、電気業者の方々が1週間泊まり込みで沖縄病院の対応したということだったのですけれども、頑張ってください。

続いて、岩国の件をお聞きします。補正予算書には岩国という文字は出てきていないのですけれども、説明の中で岩国市との姉妹都市提携を締結していく方向で努力をしていきたいという答弁だったのですけれども、資料2で、岩国市議会の姉妹都市縁組を求める決議って書いてあるのですけれども、その決議の目的読んでみると、平成28年に岩国錦帯橋空港から沖縄線が新たに就航したことによって、それで宜野湾市との姉妹都市提携を早期に実現されたいという決議だと思うのですけれども、新たに就航したら別に宜野湾市でなくても、那覇市、浦添市といろいろとあると思うのですけれども、なぜ岩国市議会が宜野湾市と提携をしたという理由は分かりますか。これは、沖縄線が就航したことしか書いていないので、ちょっと見えないので、もっと深い理由って分かれば教えてほしい。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 提出しました資料1の経緯でございますが、まずきっかけとしては空中給油機のKC-130の移駐の件がきっかけとして始まっていると思いますが、その後、やはり議員間の交流、そしてまた行政間の交流、また文化振興等、そういった交流で機運が高まっていることがございます。そういったことから宜野湾市との姉妹都市の縁組ということの決議がなされたのだと認識しております。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 縁組ということ、よく分からないのだけれども、ということは宜野湾市側からの岩国市さんへのアプローチではなくて、どちらかというと向こう側から来たという理解でいいのですか。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 岩国市さんのほうからこの姉妹都市締結に向けてどうかという、交流を含めてそういった話がございました。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 姉妹都市というのは別に1か所しかできないということではないと思うのですが、私も以前、東郷町との姉妹都市提携結を結んでいただいて、あそこには宜野湾市の先輩たちが戦争のときに東郷町に多く疎開をしてお世話になったという恩義があるわけです。東郷町はなくなってしまいましたけれども、合併されて日向市かな、そういった選択肢あるいは、今多和田次長も議長も着ている横浜DeNAベイスターズかりゆしウェア、横浜市というのは大きな市ではあるのですが、そういうふうに横浜市とか、あるいは日向市とかそういう議論はなかったのですか。

○**石川慶 委員長** 市民経済部次長。

○**市民経済部次長** まず、旧東郷町、平成18年の平成の大合併で日向市に統合されておりまして、その際は、双方、両市の合意の上解消ということで、最終的にはそういうことになっております。ただ、この日向市の方針とかいろいろございますので、特に今後継続していこうというお話はなかったと聞いております。

横浜市につきましても、私たち横浜DeNAベイスターズということで応援する球団ではございますが、横浜市となると、人口的にも370万人ということで、やはり宜野湾市との人口の差もありますし、都市構造とかそういったもの、産業とか、何か異文化を交流するような都市としてまだ検討はしたことはございませんので、今こういったアプローチがある岩国市さんのほうと、やはり環境も宜野湾市と違うところもありますし、子供たちの交流とか、そういったことも研究する段階ではありますが、そういったところも視察に行っただろうかということで、今検討しているところでございます。

○**石川慶 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** あちら側からのお話ということであれば、ぜひ調査をして、ただやっぱり横浜市は日本最大の市ということでは、そんなに卑下することはないと思います。どんどん活用すればいいだけなので、マーケット的に、宜野湾市の産品もあるわけですから、向こうの市場に売り込むとか、あるいは向こうからたくさん応援に来ていただく、堂々と対応していいと思います。

あと、火葬場をちょっとお尋ねします。資料番号4、補正予算書の42ページ、予算の内訳は1,100万円の時間外勤務手当と特別旅費と、これは先進地の視察だと思っておりますけれども、委託料が1,000万円とあるのですが、この委託料の1,000万円に関して、全くこれまで中城村、北中城村、北谷町も入っていたのかな、以前の枠組みというのは、中城村に選定場所を求めて、地元の反対運動にあって頓挫をしたという経緯も承知はしていますけれども、今回、宜野湾市がこれ単独で動くということでよろしいのか。それとも広域的な枠組みももちろん考えているとは思っておりますけれども、その辺の見解をお尋ねします。

○**石川慶 委員長** 市民経済部次長。

○**市民経済部次長** 桃原委員の御質疑にお答えいたします。歳出の42ページ、4款1項3目環境衛生費、火葬場建設等検討調査事業、説明欄01のところですが、おっしゃるように先進地視察のための特別旅費、そして基礎調査、そして基本構想策定に係る委託料等、あと時間外のほうも載せさせていただいておりますが、これまで火葬場建設の検討を推進するために、今年の5月29日に火葬場検討プロジェクトチームを設置しておりまして、その中において建設に向けた検討を進めるとともに、また他市町村との協定とかそういったことも含めて検討するプロジェクトチームということで、今進めているところでございます。なので、建設に限らずそういった他市町村との協議、そういったこともできないかということのをこれから検討していくところでございますので、それに係る基礎資料であったり構想のほうを立てていくという流れになっております。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 5月29日にプロジェクトチームはつくられたと、このプロジェクトチームというのは職員だけで構成されているのですか。職員以外にいらっしゃいますか。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 現在は職員のみです。企画部と市民経済部のほうでプロジェクトチームをつくってございます。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 プロジェクトチームは何名いるのですか。人数だけ教えてください。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 合計で8名です。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 そうすると、その8名の方々で火葬場建設等に向けて、これは本職もしながらですよね、当然ね。大変だと思うのですけれども、どのぐらいのペースでそういう会議を持っているのですか。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 5月後半に発足しまして、現在で4回ほど会議は持っております。それ以外に、また先進地とかそういった近隣の市町村等への意見交換、そういったものも含めると月に2回ぐらいのペースでは行っております。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 大体月1ペースぐらいですね、そんなものかなと思いました。分かりました。また、後でお願いします。以上です。

○石川慶 委員長 ほかに質疑のある方。平安座武志委員。

○平安座武志 委員 桃原委員からの予備費の資料、資料番号5なののですけれども、それからちょっと確認したいのですけれども、この台風6号による人件費の行政職員の時間外手当、防風雨時の勤務手当というのがあるのですけれども、これは人数が書かれているのですが、そちらはかぶっている方々もいるのか、人数のことをちょっと確認させてください。

○石川慶 委員長 防災危機管理室長。

○防災危機管理室長 平安座委員の御質疑にお答えします。この人数につきましては、かぶっている人数もおります。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 ちょっと今回、台風が1週間続いたということで、防災危機管理室の方々が相当苦労したというお話を伺っているのですけれども、この災害時の行政側の第4配備態勢でしたっけ、そういった大きな災害があった場合は、第4配備態勢として各部署が行政職員を配備してやると思うのですが、今回の台風ではそれがなかったのかなと私なりには思っているのですけれども、この人数のうちにどの部署が何名ほどこの台風時の配備をしたのかというのは出せますか。ちょっとそこを知りたいのです。防災危機管理室が常時いるというのは確認しており、消防も当たり前、配備すると、避難所の運営とかもあったので、そこにもいるとは分かっているのですけれども、この人数の内訳というのが出せるのかどうか、ちょっと確認をお願いします。

○石川慶 委員長 防災危機管理室長。

○防災危機管理室長 部ごとで人数を出すことは可能です。それでよろしいですか。分かりました。資料を提供します。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 では、よろしくお願いします。あと、資料来てからまた御質疑をさせていただきます。

もう一点、2款1項7目の防犯対策事業、これは防犯カメラの移動ということだったのですけれども、カメラの移動、これ現在つけられているものをほかの場所に移動していくと思うのですが、どこからどこに移動するかという資料が出せれば、そちらもお願いしたいのですが。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 資料のほう提供してまいります。

○平安座武志 委員 よろしくお願いいたします。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 すみません。我如古委員が請求した資料ですけれども、不動産売払収入の中で1点だけ確認させてください。普通財産の処分はどちらの場所になっているのか、これは金額が2,000万円になっているので、そちらちょっとお答えいただけますか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 お答えいたします。資料番号6の裏面ですか、配置図がありまして、普通財産については整理番号の3に当たります。こちらは、国道58号宜野湾バイパスと宜野湾高校の間にある土地でございます。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 宜野湾高校と58号の間ということ、何か広場みたいに駐車場みたいに使われていた場所ということでよろしいのですか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 こちらの土地は、埋立ての際に派生した土地でございまして、以前は展示用に賃貸もしていましたけれども、ここ10年近くはどこにも貸していなくて空き地のようになっています。不法投棄の心配もございましたので、フェンスをして囲っている場所でございます。近くにポケットパークとかもございますので、ちょっと分かりにくいところかもしれませんが、そこにある三角形をした土地でございます。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 分かりました。ありがとうございます。

最後にですけれども、今回、スポーツ少年団派遣事業の資料7番ですけれども、補正額649万円、見込みも含めて子供たち頑張っているという話がありましたけれども、これも当初予算で340万円ぐらいしか組まれていなかったと思うのですが、少ない金額だなと思っておりましたが、コロナ前はこれ多分1,000万円近く毎年度組んでいた事業だと思うのですけれども、今回の増も含めて、今後やっぱりしっかりとコロナ前の金額に戻していくべきだろうなと思っております。いかがですか。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 歳出の56ページ、保健体育総務費でございます。説明欄02のスポーツ少年団派遣補助事業649万円増になってございます。やはりコロナが明けまして、令和5年度においては多くのチームが優秀成績を収め、県外派遣実績が増加したこともございます。それに合わせて、要綱も改正いたしまして、これま

での航空運賃の補助率を少し上げたり、あとは1回だけだったのを複数回できるようにですとか、こういったスポーツの機運も高まっておりますので、そういったことから今回の補正をいたしまして、しっかり対応できるようにしております。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 最後に、これ財源は何が使われていた財源なのか、当初予算でもいいですし、今回の補正はあるのかもしれないですけども、もともとの財源は何だったのか、ちょっと確認させてください。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 財源といたしましては、一括交付金を活用して実施しております。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 ありがとうございます。前は教育委員会が使っていたと思うのですが、教育委員会のこの部活動に関しては、今年度からふるさと納税のほうも使いながらということもありますので、しっかりと財源の確保等に努めてもらえればと思います。以上です。

○石川慶 委員長 ほかに質疑のある方。桃原功委員。

○桃原功 委員 すみません。資料番号の2番と下段に2分の2と書いてある、要は新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金事業についてなのですけども、コロナの、ちょっと理解できていないのでお尋ねしたいと思うのですが、資料番号2番の1番の事業概要のところの一番下段、米印のところに申請の期間は令和4年の12月末日って書いてあるのですが、末日までに申請された方の補正予算、受付は例えば令和5年の1月以降の受付では該当しないということでの理解でいいのですか。

○石川慶 委員長 福祉担当次長。

○福祉担当次長 桃原委員がおっしゃるとおり、申請期間は令和4年の12月末日ですので、それを過ぎた場合はもう該当しません。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 多分漏れはないと思うのですが、該当者に対して、その周知というのはこれまでの方々のデータというのはもちろんあって、これは送付するのですか、支援事業に対して、世帯人数において最大10万円とあるのですが、周知方法もお伺いします。

○石川慶 委員長 福祉担当次長。

○福祉担当次長 新型コロナウイルス感染症に対する支援に関しては、ホームページでも一括してこういった、一覧でこういった事業がありますよということで周知はしてございますけれども、この事業に関しては社会福祉協議会との関連が強くてですね、新型コロナウイルスの影響を受けて生活が厳しくなった方については、小口資金を貸付けたり、無利子での貸付けが先行して制度的に行われました。それを借り切って、その次の支援としてこれが出てきましたので、社会福祉協議会からの連携であったり、そういうこと等でも周知はやっておりますので、貸付けを終わって、もう支援制度がないという方がこれ使えますよというような形の制度だったので、社協との連絡で対象者については連携して把握することが可能でしたので、そういうふうにやっております。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 懸念するのは、対策を受けられるべき方が漏れなく受けられているかというのを、漏れはないのですよねという確認を取りたかったのですが、そうすると周知は宜野湾市と社協両方で周知はさ

れているということでもいいのですか。

○石川慶 委員長 福祉担当次長。

○福祉担当次長 相談支援事業があるところでは、こういった制度についてはありますよということで案内していますので、特に関連が深い社協とあと福祉事務所のほうには、相談があった場合、案内をしているという形です。全部捉えられているかどうかという、それはそのときの状態にもよるので調べようがないのですけれども、こちらのほうから周知したり相談利用した方については拾えているという認識です。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 これは、令和4年の12月末以降、要は今年に入って申請に来た方という数字も持っているのですか。要は該当しなかった方々の数字も持っていらっしゃるのですか。

○石川慶 委員長 福祉担当次長。

○福祉担当次長 この事業をやっている生活支援係が生活困窮者自立支援の期間で相談支援事業をやっておりますので、そこに来た方、全員がその対象者であったかどうかというのは分からないのですけれども、その自立相談支援に来た方については把握していますが、申請したけれども、非該当だったという方についても把握しています。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 非該当というのは収入が多くて非該当だったということでもいいのですか。

○石川慶 委員長 福祉担当次長。

○福祉担当次長 そうです。この事業を受けるときに収入の基準額、世帯の人数によつての収入の基準額とか、あとは金融資産ですね。貯金が幾らあるとか、そういったことの条件がありましたので、申請時にそれに該当しなかった場合は非該当になるという形になります。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 おおむねというか、しっかり対応できたということによろしいですか。

○石川慶 委員長 福祉担当次長。

○福祉担当次長 そのつもりです。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 2分の2、次の資料からお尋ねしていきます。新型コロナワクチンが5月以降5類に移行して、その後はインフルエンザ等も出てきているらしくて、41ページ、金額が2,600万円、新型コロナウイルスワクチン接種事業ですけれども、この5類移行になってからのワクチンの対応というのが私まだよく理解できていないので、この……

○石川慶 委員長 資料3です。

○桃原功 委員 資料3。ごめんなさい、3ページって書いてある。失礼しました。この事業の詳細というか、まずお尋ねいたします。

○石川慶 委員長 コロナ対策担当主幹。

○コロナ対策担当主幹 質疑にお答えいたします。令和5年度の接種については、春開始接種がスタートしておりまして、今月の19日で一旦終了いたします。また、令和5年の秋開始接種が今月の20日からスタートしまして、XBBワクチンに対応した1価ワクチンを接種する予定で今進めているところです。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

- 桃原功 委員 そうすると、この秋以降のXBBワクチンの補正予算ということで理解していいのですか。
- 石川慶 委員長 コロナ対策担当主幹。
- コロナ対策担当主幹 そのようになります。
- 石川慶 委員長 桃原功委員。
- 桃原功 委員 陽性者の活動推移というのは、資料ではなくていいです。もし数字が分かればお尋ねします。何月に何名という。
- 石川慶 委員長 コロナ対策担当主幹。
- コロナ対策担当主幹 現在は、コロナのほうで2類から5類に移行しておりまして、全数調査がなされていないという形です。しかし、感染症の把握が必要ということで、定点当たりの医療機関、県内54か所の件数でもって推計値として出しております。本年度の第35週の1週間、8月28日から9月3日の1週間の数字で申し上げますと、沖縄県で定点当たり11.8になっております。件数としましては637名、県内の推計値発生としましては2,990名が発生しているという推計値が出ております。
- 一度、第29週、7月の中旬当たりの定点あたりは22まで上がっておりましたので、一旦夏休みの時期に定点6とか7ぐらいまで落ち着いてきておりましたが、新学期が始まりまして、少しずつそれが増えてきているという状況がございます。
- 石川慶 委員長 桃原功委員。
- 桃原功 委員 新学期で増えていっているということは、やっぱり児童生徒さんたちが、子供たちが学校始まって、子供たちの数も出てきているということでよろしいですか。
- 石川慶 委員長 コロナ対策担当主幹。
- コロナ対策担当主幹 子供たちを介してといいますか、35週の1週間の発生状況で申し上げますと、一番発生が多い定点は40代になっております。そういった方々が働き盛りですので、職場で何らかもらったものを家族である子供たちにうつすなりで広がっているというのかなという形です。
- 石川慶 委員長 桃原功委員。
- 桃原功 委員 先ほどの主幹の答弁で、県内病院の54か所という病院、病院でしか対応できないわけですよね。行政のほうではこれワクチン接種というのは、予算は計上するけれども、前みたいに体育館でとかそういうのは今やっていないわけですよね。病院のみということで理解していいですか。
- 石川慶 委員長 コロナ対策担当主幹。
- コロナ対策担当主幹 春接種については集団接種を12回ほど補足的に実施はしておりましたが、秋開始、これから始まる部分については、個別医療機関のみでの接種で病院側と調整しているところです。
- 石川慶 委員長 桃原功委員。
- 桃原功 委員 よく分かりました。ありがとうございます。いいです。
- 石川慶 委員長 ほかに質疑のある方。知念秀明委員。
- 知念秀明 委員 桃原功委員の資料要求の4番、先ほどの火葬炉建設の件なのですが、ちょっと確認したいのですが、5月29日にプロジェクトチームができた、そのときには6名で新たに2人追加ということなのでしょうか。
- 石川慶 委員長 市民経済部次長。
- 市民経済部次長 当初から8名です。

○石川慶 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 当初から8名で、この予算は何ですか。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 今回の補正予算につきましては、8名のうち5名、先進地視察に行く旅費と、それ以外が調査業務として構想計画の策定のための委託料になっております。

○石川慶 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 分かりました。ちょっと自分が、この時間外勤務手当、この54万円、5名が視察に行く。これあるけれども、場所とかというのは把握していますでしょうか。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 視察の場所につきましては、人口のレベルが同じようなところであったり、県外での人口規模とか産業構造が本市と似たような市、また公営の火葬場等を設置している自治体等を検討しております。また、最新鋭の設備が入ったところなど、最大で4か所から5か所ぐらいを視察する予定でございますが、まだ具体的な自治体というところは決まっていない状況です。

○石川慶 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 分かりました。まだ具体的な視察場所というのは決まっていない。そうすると、また日にも今のところ分かっていないということですか。何月に視察に行こうとしているとかというのもまだ決まっていないということよろしいですか。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 具体的な点についてはこれからになります。

○石川慶 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 その委託料1,000万円、これは当初予算に組み込まれなかった理由、それを教えてください。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 具体的な火葬場建設ということで昨年度から検討していたことであって、昨年度につきましては負担軽減のための助成費用をまず1つ目に進めてまいりました。そういった助成を進める中で、やはりこういった市民がかなり待ち時間があると、火葬までの時間があるということで、いろいろ検討した結果、プロジェクトチームを立ち上げまして、そこで本年度でしっかりそういった調査など行う必要がないかということで、今回計上させていただきました。

○石川慶 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 自分の認識では、火葬場を造っていく、市長の公約でもある。そこを造っていきながら、でも今市民が負担をしている部分を負担軽減策としてあの事業はあったと思う。でも、今は、何か逆になっている気がするのですけれども、どんなですか。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 火葬場建設につきましては、前々からそういった市長の公約もございますし、進めていく必要があるという認識しておりましたが、その建設に向けてやることと、あとは他市町村との協力、共有するというようなことも含めて検討することがありましたので、こういった調査の費用については、少し後づけになっている状況です。

○石川慶 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 分かりました。あと、委託料の1,000万円、これ事業者というのが思いつかないのですけれども、今、火葬場を運営している事業者なのか、それともこういった関係のコンサルタントにお願いするのか、どちらに委託をしていくのかお答えください。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 調査と基本構想につきましては、コンサルの方で予定をしております。

○石川慶 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 今から決めていくと思うのですけれども、こういったコンサル事業者というのはある程度は決まっているのかどうか。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 具体的にはまだこれから指名を決めていくところでございますが、その他の市町村等で策定をしたところなど、そういった事例等を今請求しているところでございます。

○石川慶 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 そういった場合、入札になっていくのか、それともプロポーザルなのかという、それがいつ委託していくのかというのもある程度日程は決めていると思うのですけれども、その辺どうなのですか。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 今のところ入札を予定、検討しておりまして、今回承認をいただいた後、すぐに10月中には入札契約に向けて進めてまいりたいと思います。

○石川慶 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 こういった場合、この入札というのは建設でしたら宜野湾中心にやるはずなのですけれども、大きく広げていくのかどうか、この辺もちょっと説明よろしくをお願いします。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 コンサルも県外とかそういったところ、今はまだ少し調査の段階ですので、市内にそういった事業者があるのか、また県内、県外になるのかというのを少し調査しているところでございますので、まだ未定です。

○石川慶 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 市民が非常に待ち望んでございますので、よろしくお願いします。以上です。

○石川慶 委員長 皆さん、ちょうど1時間たっていますので、10分間休憩で、その後また質疑を行っていきたいと思います。

○石川慶 委員長 休憩いたします。（午前11時00分）

○石川慶 委員長 再開いたします。（午前11時10分）

○石川慶 委員長 引き続き、議案第48号に対する質疑を許します。プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 2つあります。1つは、補正予算の41ページの4款1項2目03です。新型コロナワクチンのほうなのですけれども、新型コロナワクチンにおいては、前向きに接種する人と反対の方々がいると思うのですけれども、私もワクチンは受けていないのですけれども、友人にも反対の人いるし、それか

ら受けてから重大な副作用があったという方々もいるのですけれども、そのワクチン接種事業において、そういう副作用を発症した人に対する支援の体制も取られているのか、その予算とか、その辺です。

それと、保護者が決定するワクチン接種、その辺のこと、必ず受けるではなくて、そういうふうな形でやっているのでしょうか。

○石川慶 委員長 コロナ対策担当主幹。

○コロナ対策担当主幹 お答えします。やはりワクチン接種は本人の同意があって初めて接種するものという認識の下、私たちも認識をしているところです。行政としてもやはり希望する方にきちんと接種が提供できる体制は取りつつ、接種券を送る際の通知文の中にそういった副反応についての説明書とか、あとまた接種することによっての効果、そういったものも厚労省が作成した資料がございますので、それを同封して判断していただくというような形で考えております。

健康被害についてもやはり人によって様々で、熱が出たり体がだるくなったりということで、軽くて済む方もいらっしゃるけれども、中にはやはり体調を崩されて入院したりとか、ちょっと治療が必要になったりする方々もいらっしゃいますので、保健相談センターのほうで担当の保健師または看護師のほうで電話等で相談を受けて、少し専門的な部分になりますと、県のほうにもこういうセンターがございますので、そちらのほうにつないでいって、医療機関につなげるというような体制を整えております。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 分かりました。その副反応が出た場合に、県とか市からの金額面の援助とかもあるのでしょうか。

○石川慶 委員長 コロナ対策担当主幹。

○コロナ対策担当主幹 国のほうで定めております健康被害の救済制度というのがございまして、それに準じて対応しているところです。例を申し上げますと、接種をしてその日アナフィラキシーショックといいですか、そういった強い反応が出てきて1日入院したという方についても、申請をしていただいて、書類等を準備して国のほうに県を通じて提出して、その分の医療費を給付していただくという事例もございまして、あとこの副反応の後遺症がちょっと長期になりますと、また書類等を出していただいて健康被害調査委員会というところを立ち上げて、そこで先生方の御意見を伺って、資料をまた国のほうに提出して、審議をいただくというような対応はしております。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 私の友達にもいたのですけれども、心不全を起こしたりとか、そういう場合、立ち上げて対応に当たって、そういうことがあったということは、ワクチン接種を受ける前の方には情報としてはきちっと話しているということですか。

○石川慶 委員長 コロナ対策担当主幹。

○コロナ対策担当主幹 具体的な事例について市民のほうに提供するということは、具体的な事例はしておりませんが、接種券を配布する際の説明書、ワクチンの説明書の中に副反応はこういったものがありますとか、心筋炎とかそういう副反応もございましてというところの資料を一緒につけて、そういったものがあるという情報をつけて送付をしております。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 やっぱ行政から来ると、これは義務なのかなと思う人もいたりするので、やっ

ぱりその保護者がしっかりと情報を取って判断できるように、やっぱり副反応の件などもちゃんとしていた
だいて、その資料を取って、パンフに入れるとか説明をきちっとするという形でやっていただけるというこ
とですか。

○石川慶 委員長 コロナ対策担当主幹。

○コロナ対策担当主幹 検討してまいりたいと思います。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 ぜひよろしくをお願いします。私の友達も空手とかやっている頑丈な人なのですけ
れども、ワクチン受けた後に心臓不整脈になったと、信じられなかったのですけれども、その辺やっぱり情
報として知らせたほうがいいと思います。ありがとうございました。

もう一つ、姉妹都市の件ですけれども、桃原功委員から資料請求があった、これはまだ決定ではないとい
うことですか。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 今回は、この姉妹都市に向けたもの、決定ではなくて、この調査、あくまでも候補都市
として調査しに行くというような関係でございます。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 私、目的とかいろいろ読んだのですけれども、やっぱりあまり見えてこなくて、
なぜこの岩国市とやらなくてはいけないのかというのが出てこないのですけれども、私も歴史的な面から日
向市のほうをもう一度探ってみたり、あとほかにまた全然気候の違う北海道とかということもあるし、あと
桃原功委員の言った横浜DeNAベイスターズをさらに盛り上げる、あるいはスケートボード場がせっかく
できたので、湘南のスケートボードの姉妹都市とかでここも強くなるとか、そういうものと同時に、今中国
の厦門、もっと盛んにしていくとか、最近、厦門の大学とちょっと会うことがあったものですから、いろん
な交流ができるのではないかということを話していたので、その辺でもっと市民にも聞いたり、考えていた
だきたいと思いますけれども、まだほかのところも再考、考える余地はありませんか。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 目的のほうにもあるように、宜野湾市は国内の姉妹都市が今ない状況でございまして、
本当に、特に子供たちにも異文化といいましょうか、違う自然環境とかそういったものをまず目で見て感じ
るというのはとても大事なことだと思います。あわせてまた産業とか観光、民間の方々の交流も重要だと思
っておりまして、今回は姉妹都市がない状況の中で宜野湾市どうでしょうかというところが岩国市さんのほ
うからあったものですから、今そういった調査を進めているところでございます。

姉妹都市とか友好都市については、特に数というのが限られてございせんので、今後、こういったマッ
チするようないろんな状況がございましたら検討することも可能と思っています。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 例えば同じ基地を持つ市として、たくさん子供たち影響を受けているので、その
辺共有し合って、基地を返還していこうということにプラスになっていくのは前向きでよろしいかと思いま
すが、またほかのところも考えていただきたいと思います。以上です。

○石川慶 委員長 ほかに質疑のある方。我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 せっかく資料をいただきましたので、平安座委員もさっき質疑をした件なのですけれど

も、不動産売払いですね。17款2項1目、資料からお聞きしたいと思います。整理番号3の真志喜の2丁目というところで、さっき答弁がありましたけれども、国道58号沿いのここの、これは議員としても現地調査もしないといけないようなものではないかなと思うのですけれども、補正に出てきてすぐ説明を聞くわけですけれども、少しこのことで細かくお聞きしたいと思うのですけれども、三角地で以前大山の埋立ての残地ということで、フェンスで囲まれている状況でよろしいでしょうか。この地域の用途地域はどういう用途地域に入っているのかも答弁できますか。例えば商業地域なのか、あるいは第2種、都市計画の中であるではないですか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 用途地域は、ちょっとお待ちください。近隣商業地域となっております。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 商業地域というと、一般の宅地とは単価の違いも出てくるとは思うのですけれども、それからもう一つ、道路に接しているのか、国道58号バイパスに接しているのか、あるいはすぐ建物を建設しようと思えばできる地域なのかというのをちょっとお聞きできますか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 先ほど説明したとおり、58号バイパスに接しております。住宅ができるかというところですが、先ほども平安座委員にも話しましたが、不整形地、三角なのでなかなか厳しいのかなと思います。公共でも何か使えないかということで諮ったりもしましたが、ないということで、今回は売却というところに達しました。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 その売却に関して、例えば区画整理時期の保留地とかは売りに出すという形で不動産か、あるいは市民の皆さんにもやると思うのですけれども、この辺に関してはどういう形で、市のほうから相手方にやるのか、あるいは相手方から土地を求めてということで来たのか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 今回の経緯ですけれども、相手方のほうから提案がございまして、内部で検討した結果、売却ということに至りました。以上です。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 単価については、平米単価13万1,000円、坪に直すと40万円ちょっとになると思うのですけれども、後でまたもう一度やります。

それと、この1番と2番ですけれども、この里道に関しては近隣の地主さん、家の状況、あるいは相手方に売ったほうがいいのか、うちが持っていてもいいのかという利害関係もあるのですけれども、そういったものについてはしっかりと調査して必要な措置を取られているということで理解していいのでしょうか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 今の質疑に関しては、調査するところは建設部がしっかりと調査をしてやっておりますので、しっかりと対応されているということでございます。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 要望としては、やはりこういった簡略……これを登記所に行って調べればすぐ分かるのですけれども、ただもうちょっと分かりやすい図面を出していただきたいと思いますので、これは要望です。

ので、お願いします。

それから、次にもう一つ、本会議に資料もございましたスポーツ少年団派遣補助事業、予算書56ページですけれども、出してある資料の説明もお願いしたいのですけれども、ナンバー1から19ということで、宜野湾市内にもそういったスポーツ少年団があつて、もうその中には既に9月までには派遣したチームもある。それから、それでは足りないということで、10月から3月までの派遣見込みの予算を計上していくということ合っているかどうか、説明をお願いします。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 この表にございます1から19までの各団体につきましては、もう既に決定していることになっております。今後、10月から3月、令和10年度の実績を基に見込みを立てて補正をしているところです。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 そういったスポーツ少年団の活躍というのは、本当に皆さんよく分かっていると思うのですけれども、県でもすごい上位に入っていて、活発な素晴らしい選手を出していますので、ぜひこれについては賛成ですね、皆さんからその補助の出し方が以前と変わらしまして、増してもいいということになっていますので、素晴らしいと思うのですけれども、財源に関しては平安座委員から質疑がありましたけれども、一括交付金の活用、それからふるさと納税も使ったほうがいいのではないかなということですので、やはりそういったことは弾力的に使える予算を使って不自由がないような派遣ができればと思うのですけれども、この予算に関しては、もう一度お聞きしますけれども、ずっと一括交付金を活用していくのか。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 財源につきましてもこれまでも一括交付金を活用してやっております。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 では次、私も宜野湾市と山口県岩国市との姉妹提携の締結について、補正予算書の26ページ、今回は調査のためということで、初めて執行部側の予算がついたような形だと思うのですけれども、これまでは議員間とか、あるいは各会派とかで交流が続けられていたと思うのですけれども、同じくやはり米軍基地の被害が多い市町村ということで、これはもう本当に手を取って提携してやって、基地負担の軽減は考えていかないといけないと思いますので、これもいいのですけれども、基礎調査ということになりますと、もう少し広げて、この岩国市ありきではなくて、先ほども皆さんから意見があったとおりやってほしいと思います。

特に、中部広域圏は山形県の最上広域地域との姉妹提携もありますから、またこれまでずっと歴史があるのに、山形県との交流というのが何か宜野湾市薄いのかな、宜野湾市以外の中部広域圏の市町村は、何か交流が定期的に行われているのではないのかなと思いますけれども、まずそこからではないかなと思うのですけれども、どうでしょうか。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 委員おっしゃるとおり、市民間とか子供たちの交流から生まれる姉妹都市とか友好都市でございますので、今現在は岩国市さんのほうから、基地を抱える課題も共有できますし、そういったことから議員同士、そして行政間ということで、今回からまた市民の交流にしっかり入れるようなそういった方針ですか、方向性を岩国市の方と一緒にどういったことができるかというのを調査しに行くことで予算を補

正しております。

やはりおっしゃるように、今現状で市民間の交流や民間同士の交流がある都市がございましたら、また調査の対象にして、前向きに進めてまいりたいと思っています。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 春のキャンプに今年もベ이스ターズさんもずっと長い間宜野湾市を使っていたいていますから、もう市民の交流も大分進んでいるのではないかなと思います。

それから、沖縄県は亜熱帯地域、温暖な地域ですから、やはり子供たちには日本国内というのは、そういった北から南まで地域差があるよということで、やっぱり山形、あるいは北海道、そういったところもあればなおいいのではないかなと思って、検討していただきたいと思います。

○石川慶 委員長 よろしいですか。

○我如古盛英 委員 取りあえずいいです。

○石川慶 委員長 ほかに質疑のある方。宮城克委員。

○宮城克 委員 1点だけ、せっくなので、資料6番、不動産売払い、いろいろと質疑もされていたのですが、1点だけです。すごい疑問に思ったので、3か所、今この里道と普通財産、先ほど次長の説明で三角地でなかなかちょっと不便なところというイメージがあるのですけれども、たしかここに船か何かの廃材というか、それがあって、処分したところだと思うのですけれども、あのような場所、この里道、要はどのような方もしくは団体、会社、どのような人たちがここをどういう意図で購入するのかなというのがすごい不思議で、これを差し支えない範囲で答弁、説明をしていただければいいのだしたら教えてください。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 まず、里道については、その土地の所有者、おうちの建て替えとかそういったことで必要になるということで購入がほとんどです。この整理番号3については、土地の形状の説明を先ほどしたとおり、なかなか公共では使いづらいと、先ほども話しましたように、埋立てをする際に発生した土地ということで、形も不整形というところで、ずっと、先ほど宮城克委員からありましたボートの展示などで当初は貸し手おりましたが、ここ10年近くはどこも借りていないというところがございます。先ほども話しましたが、企業と締結もいたしましたので、沖縄電力さんが事業に資するために、あの辺で土地を探していたところがあって、契約して、沖縄電力さんが欲していた面積で売ると土地の切り売りになるので、私たちとしては一括で買ってほしいというところで、調整をずっとして、今回一括で購入していただくということで、今回、金額も大きい金額にはなっているというところがございます。

○我如古盛英 委員 オーケーです。分かりました。ありがとうございます。

○石川慶 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 補正予算の40ページの02の生活困窮者就労準備支援事業の国庫補助金、返還金とありますが、この生活困窮者就労準備支援事業の説明をお願いします。

○石川慶 委員長 保護課長。

○保護課長 40ページ、3款3項1目、説明欄02、生活保護適正化等事業ですけれども、こちらの事業の内容としましては、生活保護受給者に対しての自立に向けた様々な支援サービスを提供することにより、その自立を促進するとともに、生活保護制度の適正実施を推進することを目的とする事業となっております。

○石川慶 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 この03の被保護者就労支援事業というのと何が違うのか教えていただきたいです。

○石川慶 委員長 保護課長。

○保護課長 今ありました03の被保護者就労支援事業につきましては、こちらは中身としましては、生活保護法第55条の6に基づいて、就労意欲のほうが低い者や基本的な生活習慣に課題を有する者の就労に向けた課題をより多く抱える保護者に対して、就労支援と併せて就労意欲の喚起や一般就労に従事する準備としての日常生活習慣の改善を目的に行う事業となっております。

○石川慶 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 課長、説明ありがとうございます。ちょっと分かりづらいので、すみません、これ資料でいただけますか。違いを、両方。

もう一つ、自立支援相談事業というのがあると思うのですけれども、それと含めて分かる資料のほうをいただけますか。

○石川慶 委員長 福祉担当次長。

○福祉担当次長 知念秀明委員の御質疑ですけれども、40ページの説明欄02、生活保護適正化等事業の事業内容と、あと03の被保護者就労支援事業の事業内容、その違いの説明、それぞれの事業概要が並べられたら違いが分かると思うのですけれども、それでよろしいでしょうか。

○知念秀明 委員 はい。それと、自立支援相談事業。

○福祉担当次長 自立支援相談事業に関しては、補正予算書の34ページの09 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金事業、それではなくて、補正予算には出ていないけれども、自立支援事業があるということですか。

○石川慶 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 そうです。ちょっと違いが知りたいので、その補正予算の中に入っている物と自立相談支援事業の違いが知りたいので、それをお願いします。

○石川慶 委員長 福祉担当次長。

○福祉担当次長 自立相談支援事業につきましては、第3のセーフティネットとあって、生活保護に至る前にその生活に困窮している方の相談を受けて、最終的にはつながる方もいらっしゃいますけれども、就労支援等をしている事業ですけれども、そういったことでございますが、やっぱり資料は、はい、分かりました。提出いたします。

○石川慶 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 よろしくをお願いします。この返還金が420万円余りと27万5,000円あるのですけれども、どうして返還金が生じたのかの説明をお願いします。

○石川慶 委員長 保護課長。

○保護課長 説明欄02、生活保護適正化等事業の生活困窮者就労準備支援事業費等国庫補助金返還金の424万4,000円につきまして、返還の理由でございますが、当該事業に従事しています会計年度任用職員3名について不配置期間がありまして、それに伴う報酬、手当等が不用になったためでございます。

○石川慶 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 分かりました。以上です。ありがとうございます。

ごめんなさい。先ほどの火葬場の件なのですけれども、10月中旬ぐらいに入札を予定して、今この特別旅

費として54万円上がっていて、どこに視察するのかというのを検討しているという形ですよ。10月中旬までにもし皆さんが検討して行った視察先が先に決まった後に、この委託者がこういった場所に行ったほうがいいのではないかとということもあると思うので、この入札が決まった後に決めていくということは考えているのかどうかお聞きします。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 御提言ありがとうございます。担当課といたしましても、まずはコンサルタントを決めて、やはりいろいろ見ている事業者が決定するかと思いますので、そういったアドバイスも受けながら、視察先のほうを検討してまいりたいと思っております。

○石川慶 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 そのほうがいいと思っています。

あと、この委託業者も一緒になってその場所に行くことも検討されているのかお聞きします。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 行政職員と共に帯同していただいて、視察する予定です。

○石川慶 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 これも提言なのですけども、私たちも視察しに上里委員も一緒に行ったのですけれども、その場所に、こういった最新の設備で、煙といたらそれも見えなくて、もう間近に行っても見えない状態、隣にはたくさん住民の方が住んでいると真ん中にあたりするので、次年度とかでもいいのですけれども、自治会町会を通じて、自治会町会の役員とかというのと一緒に、これが最新の施設なのだよ、確かに自分たちの地域には来てはほしくはないと思うのですけれども、こういった設備なのだよと、今の火葬場ということも見せることも宜野湾市に造っていくということになれば、それもまたいい方向に働きになるのではないかなと思います。それもまた頭の中に入れてください。以上です。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 繰入金についてお伺いします。19ページの19款1項1目財政調整基金の繰入金5億円の減額があるのですけれども、減額理由をお尋ねします。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 桃原委員の御質疑にお答えいたします。当初予算の財政調整基金のほうから17億円ほど繰入れをして当初予算を編成するといった状態でございます。

○桃原功 委員 新年度の……

○財政課長 そうです。当初予算です。令和5年度新年度予算17億円という繰入れをしている状況でございます。

今回、9月補正のほうで計上していただいております普通交付税のほうで、こういったところが決定通知が来まして、予算より上回ったという状況でございます。また、さらに前年度から17億円程度を受け入れたと、歳入として受け入れている状況でございます。こういった財源等を加味して、今回の財政調整基金の繰入金を5億円程度繰入れを増やすという形で財源が調整できますので、17億円当初予算に繰入れしていたものを、それを5億円減らして財源調整ができますので、今回5億円減額させていただきます。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 分かりました。この5億円の充当先というのがあるのですか。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 5億円の充当先というのはございません。17億円を繰入れを予定していたところ、5億円を基金に戻すというか、基金のほうを17億円を取り崩さずとも5億円を減額していくという形になりますので、基金に戻すというイメージをつけていただければと思います。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 充当先がないということはないのではないかと。要は、5億円減額したその5億円を、これは財政調整基金の繰入金の現額なので、この充当先というのはどこかにあるはずですよ、名目的にはどこかにあるのではないですか。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 基金のほうが一般財源で、歳入歳出で不足する分を17億円程度繰り入れるという形で予算編成をしてまいりました。今回、別の歳入が上振れて、歳入が減ってきております。先ほど申し上げたとおり繰越金であったり普通交付税の上振れ分という形で補正増をさせていただいておりますので、その分繰入金が一部不用になりますので、別の財源に変わったという形になりますので、一部財政調整基金のほうが不用となりますので、これを基金に戻すというようなイメージの減額でございます。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 すると、基金が5億円増額という形にはならないのですか。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 基金残高のほうでちょっと御説明をさせていただいたところでございますが、40億円程度ございました財政調整基金を当初予算では17億円を取り崩して23億円程度の残高となる見込みという形で御説明をさせていただいております。17億円を取り崩して23億円程度となりました。そこから17億円を取り崩す予定だったのですけれども、取り崩す額の予定額を5億円減らしました。ということになると基金残高が少し、見込みが戻るというか、17億円を取り崩さなくてよいので、残高見込みが少し増えるという形になります。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 分かりました。あと、この下の森林環境譲与税基金繰入金で、これは令和6年の4月1日からですか、令和5年の10月1日からですか。

(「来年から」という者あり)

○桃原功 委員 令和6年からだね。令和6年からで、ここで補正前の額165万9,000円とあるではないですか、森林環境税、19ページの23目森林環境譲与税基金繰入金165万9,000円、森林環境税としては令和6年の4月1日から国民は払う義務が生じるけれども、ここで補正まで減額で165万9,000円現れているということは、私たちは森林環境税納めていないけれども、案分の配分としてこれは残っているものなのですか。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 桃原委員の御質疑にお答えします。確かに森林環境税としては令和6年度から国民に徴収ということになりますが、令和元年から令和5年度にかけて、早めに国のほうとしては森林の整備の体制を整えるという目的で、国のほうの地方公共団体金融機構というところがございまして、そちらの一部財源を活用して、税は徴収はしておりませんが、そういったお金を活用して市町村のほうに剰余金として既に配分を始めている状況でございます。なので、基金として一定の程度積み上げている状況でございます。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 お隣の371万8,000円という金額はどこからどう入ってきて、使う目的も教えてください。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 歳入19款1項23目森林環境譲与税基金繰入金につきましては、これは歳出の27ページ、防災諸費と関連している事業でございまして、森林環境譲与税基金を活用して普天間1丁目付近の急傾斜地の樹木の剪定業務を委託する……

○桃原功 委員 剪定。

○市民経済部次長 剪定です。これは、雨等の影響によって倒木、そして流石とか、そういったものを防止するための災害対策に基金を活用して繰入金として計上しているものでございます。

○桃原功 委員 では、この371万8,000円というのはその予算のことですか。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 はい。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 ということは、まだ税として納めていないけれども、以前からこのように譲与税という形では入っていたと、このように災害対策で使っていたということですか。

○石川慶 委員長 防災危機管理室長。

○防災危機管理室長 私のほうから答弁しますが、防災事務運営費で樹木の剪定は、今回が初めてになります。これまでは森林環境譲与税というのは地方によって樹木を植えているのですけれども、後継者がいないとか、そういった方々を救済というか、そこに費用を充てて……

○桃原功 委員 後継者育成とか。

○防災危機管理室長 荒廃地にならないようということで、譲与税を使ってこういった樹木の育成をしようという流れはあったのですけれども、令和5年度からこういった台風災害とか危ない樹木は剪定できるという通知がありましたので、今回から私たちのほうでちょっと使ってみようということで、今予算計上をさせていただきます。以上です。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 今、ちょっと使ってみようという説明があったのだけれども、これまでもこの森林環境譲与税というのは、そういう災害対策において剪定するとかそういうことに使えることは承知していたのですか。

○石川慶 委員長 防災危機管理室長。

○防災危機管理室長 これまでは特に防災に関する利用は国の基準にはなかったのです。この度、令和5年の6月に林野庁のほうから課長通知が出まして、その中に防災関連が入りましたものですから、我々のほうでちょうど地域の方が困っている状況があったので、そこに充ててみようということで今回予算計上しております。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 これは、条例でも審査するのだっけ、条例、税条例の、あした。あるのだったらそこでもいいのだけれども、今繰入金としてお尋ねしていますので。

（「内容が違うので」という者あり）

○石川慶 委員長 税務課長。

○**税務課長** 今回、税条例で上げているものは、環境税ですので、譲与税とはまた別のものなのです。環境税で取ったものを集約して、全国各市町村に譲与税として配分するという仕組みになっていますので、今回は税条例のほうは徴収する部分になっていますので、ちょっと中身の議論としては違うという部分になります。

○**石川慶 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** そうすると、この資料1のように、森林環境譲与税ということで案分の分として、人口によりとあるのだけれども、これ人口割だけなのですか。例えば均等割とかいろんな方法は、案分の配分の比率というのはあると思うのですけれども、ちょっと細かいのだけれども、もし分かれば。

○**石川慶 委員長** 産業政策課長。

○**産業政策課長** お答えいたします。譲与税の算定方法がございまして、私有林かつ人工林面積10分の5、ごめんなさい、環境譲与税は県と市町村に配分されることになっております。譲与税の積算の割合としましては、私有林かつ人工林面積で10分の5、林業の従業者数が10分の2で、人口に関しては10分の3という積算になります。

補足で、宜野湾市につきましては、人工林、私有林などありませんし、林業従事者もおりませんので、人工の10分の3の割合だけで判定を受けることになります。

○**石川慶 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 宜野湾市は人口割の分だけ10分の3が入金される。そうすると、令和6年以前、森林環境譲与税として入金されていた比率と、令和6年4月1日以降、私たちの1,000円徴収される、それ移行の案分の比というのは変わってきますよね。1,000円納めたら、今までは10分の3の比率だったものが多少増えるのでしょうか、宜野湾市に入ってくるのは。

○**石川慶 委員長** 産業政策課長。

○**産業政策課長** これまでは、県と市の配分が、例えば令和4年度、5年度におきましては、段階的に変更がされていっているのですが、令和4年度、5年度におきましては市が88%、県が12%ということで、地方によっては割合が決まっております。令和6年度以降が市が90%、県が10%ということになりますので、人口をもとにしながら、またその配分割合、県との割合が変更になります。

○**石川慶 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 以前より増えるのか、それとも同額なのかというのを知りたいのですが。

○**石川慶 委員長** 産業政策課長。

○**産業政策課長** 令和6年度は増える予定になります。県と市の割合が90%、10%ということで2%上がりますので、その分増額になってまいります。

○**石川慶 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 総額でも一応増えると、使途としては、先ほど防災危機管理室長がおっしゃったように、利用する使途としては台風災害等でも使用できるということでしょうか。

○**石川慶 委員長** 防災危機管理室長。

○**防災危機管理室長** 桃原委員の御質疑にお答えします。災害対策にも活用できるということで通知が来ていますので、使えると思います。

○**石川慶 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 台風災害対策ということは、台風の風による被害だけではなくて、例えば線状降水帯、大雨が降ったときに冠水したとき、例えば住宅とか、そういうことにも活用できるのでしょうか。

○**石川慶 委員長** 防災危機管理室長。

○**防災危機管理室長** 御質疑にお答えします。この森林環境譲与税につきましては、あくまでも樹木に限られますので、今回も樹木伐採に利用される形になります。

○**桃原功 委員** 分かりました。以上です。

○**石川慶 委員長** ちょうど12時になっていますが、ちょっと皆さんにお諮りしたいのですが、この令和5年度宜野湾市一般会計補正予算（第4号）については、最終日も質疑の時間設けていますが、本日午後2時から、皆さんが質疑があるようでしたら再開したいと思いますけれども、どうでしょうか。平安座委員。

○**平安座武志 委員** 質疑というか、ちょっと資料請求したいのがあるのですけれども、今やったほうがいいですか。

○**石川慶 委員長** 皆さんが午後は大丈夫というのであれば、今やって……

○**平安座武志 委員** 午後でもいいのですけれども、もし午後ないのであれば。

○**石川慶 委員長** どうですか、質疑やりますか、それとも最終日でまとめてやりますか。最終日も時間を設けているのですよ。最終日でしたら、資料も要求したものは出てくると思いますが、どうですか、宮城委員。最終日でもいいの。もしあれだったら、資料請求、今のうちに。平安座武志委員。

○**平安座武志 委員** すみません。教育費の10款5項3目無形文化財育成補助金、今は我如古スンサーミーのほうで要請があったということを聞いていますけれども、50万円の補正増ということで、67万円ぐらいの当初予算がついていましたけれども、この無形文化財育成補助金というのはどういったものが対象になるのかというのが分かる資料と、あとこの今回、我如古にどれぐらいの補助が行くのか分からないのですけれども、その方々がこの寄附金を集めるのに相当苦勞されているというのが分かりますけれども、もし我如古に幾ら渡すというのが分かる資料と、あと積算基準があるのであれば、それは資料としてもらいたいと思います。

○**石川慶 委員長** 教育部次長。

○**教育部次長** 資料として提出してまいります。

○**平安座武志 委員** よろしくをお願いします。

○**石川慶 委員長** よろしいですか。ほかに資料請求はございますか。我如古盛英委員。

○**我如古盛英 委員** 1つだけ、歳入の雑入の23ページ、保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金返還金が何か返還金として150万9,000円補正されている。これについての資料を、質疑はもう駄目ね。

○**石川慶 委員長** 時間的にもう切られていますので。

○**我如古盛英 委員** どういうものなのか、どういう形で補助金が返還されたのか、市からの補助金なのか、国、県の補助金なのか、それが分かる資料。

○**石川慶 委員長** こども政策担当次長。

○**こども政策担当次長** 21款4項5目雑入の2番目の保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例費の補助金返還金のこちらの資料は提出していききたいと思います。

○**石川慶 委員長** よろしいですか。それでは、よろしいですか。

（「はい」という者あり）

○**石川慶 委員長** 午前の会議はこれで終わりたいと思います。

○石川慶 委員長 休憩いたします。（午後0時00分）

○石川慶 委員長 再開いたします。（午後0時01分）

○石川慶 委員長 審査中の議案第48号については質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○石川慶 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○石川慶 委員長 休憩いたします。（午後0時01分）

○石川慶 委員長 再開いたします。（午後0時02分）

○石川慶 委員長 本日の会議はこの程度にとどめ、次の委員会は明日の午前10時から会議を開きます。本日はこれにて散会いたします。御苦勞さまでした。

（散会時刻 午後0時02分）

総務常任委員会会議録

○開催年月日 令和5年9月14日（木） 2日目

午前10時00分 開議

午後 3時42分 散会

○場 所 第3常任委員会室

○出席委員（9名）

委員長	石川 慶
委員	宮城 克
委員	桃原 功
委員	プリティ宮城ちえ
委員	上里 広幸

副委員長	知念 秀明
委員	平安座 武志
委員	伊波 一男
委員	我如古 盛英

○欠席委員（1名）

委員	上地 安之
----	-------

○説明員（8名）

総務部次長	多和田 眞満
税制係長	田崎 寛
警防課長	伊佐 隆之
指導部次長	松本 勝利

税務課長	普天間 朝彦
消防次長	又吉 清
予防課長	早川 淳
指導課長	新川 健次

○議会事務局職員出席者 大城 拓也

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

議案第58号 宜野湾市火災予防条例の一部を改正する条例について

議案第60号 高規格救急自動車購入に係る物品の取得について

議案第55号 宜野湾市税条例の一部を改正する条例について

陳情第18号 学生議会開催について

請願第6号 米軍機の保育・教育施設の上の飛行中止を求める請願

陳情第11号 日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く
空・水・土の安全の保障を求める陳情

請願第2号 沖縄本島南部土砂採取計画の撤回を国に要請することを求める請願

第452回宜野湾市議会定例会（総務常任委員会）

令和5年9月14日（木）第2日目

○石川慶 委員長 皆様、おはようございます。ただいまから総務常任委員会第2日目の会議を開きます。
これより議事に入ります。

（開議時刻 午前10時00分）

【議題】

議案第58号 宜野湾市火災予防条例の一部を改正する条例について

○石川慶 委員長 議案第58号 宜野湾市火災予防条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
お諮りいたします。議案第58号については、議案の提案趣旨説明を省略することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○石川慶 委員長 御異議なしと認め、さよう決定しました。

では、議案第58号に対する質疑を許します。

まず、当局より補足説明がありましたらお願いいたします。消防次長。

（執行部説明省略）

○石川慶 委員長 それでは、委員の皆様、質疑がありましたら挙手にてお願いいたします。桃原功委員。

○桃原功 委員 おはようございます。今回の条例改正と6月議会でしたでしょうか、あれとの比較を説明いただけますか。

○石川慶 委員長 予防課長。

○予防課長 御質疑にお答えします。前回の条例改正は、急速充電設備、これは充電器です。主に車に充電するためのもの……

○桃原功 委員 思い出してきた。言われたら思い出してきた。

○予防課長 今回は、蓄電池設備で、先ほどお話ししたように、太陽光発電等から充電されたものを電気をためておく電池設備です。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 なぜ今回の条例改正を前回と同時にはできなかったのですか。

○石川慶 委員長 予防課長。

○予防課長 配付資料の1ページをちょっと御覧いただきたいのですが、総務省消防庁の検討部会とていうのがあって、それぞれのこの火災予防上の問題があるものについて、その検討会で検討されます。今回のこの蓄電池設備は独立した検討会、また急速充電設備はまた別の部会で検討されて、その答申が、それによって基準省令が改正されるタイミングが違っていた。それによって、条例の改正のタイミングもちょっとずれている。それぞれ全く別な系統で検討された結果だということです。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 だけれども、今回の蓄電池、前回のは急速充電、素人目からは同じようなものを感じる

けれども、同じ委員会でやったほうがスピーディーにできたのではないかなと思うのですけれども、なぜ違う委員会でというのは分かりますか。もし分かれば。

国のことなので、皆さんのほうまで、細部まで聞けないかもしれませんが、何か分かりますか。

○石川慶 委員長 予防課長。

○予防課長 やっぱり急速充電、それから蓄電、それぞれにやっぱり専門の方々がいらっしやって、それぞれに違いますので、それに合わせた委員の方が招集をされて検討されて、別々に動きますので、結果が出るのはまた別です。そうすると、今回のようなことになります。我々としては、基準省令が改正されたタイミングを逃すことなく条例も改正したいと思っておりますので、条例の改正をためておくことをせず、適宜改正をしております。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 分かりました。ありがとうございました。

このいただいた資料の裏ページに具体的な写真があるのですが、これはキュービクル式設備と、また別な形態もあるということでしょうか。これ見ると、一般個人家庭ではなかなか使えるようなものではないですよ。業務用というか、事業所用なのでしょうか、このキュービクル式ということで。

○石川慶 委員長 予防課長。

○予防課長 例としてキュービクルを写真載せているのですがけれども、キュービクルは先ほどもちょっとお話ししたように、非常に高い安全基準を設けております。一般的な家庭でキュービクルを要求されるというのはほぼないと考えてよろしいと思います。ただ、蓄電池設備そのものは小型のものもございますので、これを一般家庭に太陽光発電と一緒に設けるとするのは選択肢はあると思います。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 今、家庭用でも太陽光発電施設を取り入れている家庭も大分普及していますけれども、それと認識してよろしいですか。家庭用でもこれは使っているということでの認識でよろしいですか。

○石川慶 委員長 予防課長。

○予防課長 家庭用のものもございますし、もっとこの社会のインフラを支えるようなかなり大きな設備もございます。予定はされております。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 全て文章を読めば理解できるかもしれませんが、具体的に今回の条例改正というのは、新旧対照みたいなどころ、具体的にこれまでの蓄電設備とどの部分が改正されているのか、もう少し説明いただけますか。

○石川慶 委員長 予防課長。

○予防課長 ここについては、配付資料の2ページ、3ページにまとめておりますので、そちらで少し説明したいと思います。まず、第13条の1項では、使用しているエネルギーの単位を変えている。アンペアアワー・セルというものからキロワット時、キロワット時は普通の消費電力量を示す単位ですので、一般の方でも分かりやすいということです。

次に、キュービクル式の設備に設置をできるというもののなののですがけれども、それも少し、ほかの設備も設置できるようにしてある。これが先ほどお話ししたキュービクル式は高額でもある。そこがそれほど安全基

準が、安全である必要がないところには、もう少し安価な筐体構造のものでも構わない、そういったものが13条3項になります。

次に、3ページに移りまして、そのような改正があるものについて、引用している部分について、そこで第13条第4項で運用の部分の整理を行っております。

それから、使用する範囲の変更に伴って届出を要する蓄電施設についても少し単位を変えております。ただし、届出を要するものについて、もともとのサイズはほぼ変わらず、今まで届出不要なものはこれからも不要です。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 この資料3ページの蓄電池設備、第44条の第13号のところを見ているのですが、ここでは4,800アンペアアワー・セルと書いていて、それが20キロワット時とあるのですが、これパワーとしては同じことなのですか。

○石川慶 委員長 予防課長。

○予防課長 おっしゃるとおりです。4,800アンペアアワー・セルをキロワット時に換算したら、正確には…

○桃原功 委員 若干の誤差はある。

○予防課長 はい、そうですね。正確には17.幾つだったと思うのですが、丸めて20キロワットとしているようです。単位は変わっているけれども、見ているものも同じ、持っているエネルギーも一緒ということです。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 そうすると、その商品のパワーのほうの条例の改正ではなくて、単位がこうやって変わるという字句の訂正みたいなイメージですか、今回の条例改正。

○石川慶 委員長 予防課長。

○予防課長 それだけではなく、そこで一つわかりやすくしたというところはあるのですが、評価をしやすいという意味でここを変えているのですが、それだけではなくて、ちょっと不要な、今までは鉛蓄電池だけに対応して、自動車用バッテリーを想定していただいて、それをたくさん連結させて設備として使っているのですが、それだけではない違う形態も、例えばリチウムイオン電池だとかに対して必要になってきた。それを規定している。ただ、新しく条文を増やしていくというより、今のある条文を少し整理することによって、その対応ができるようになりますので、そのような整理を行うということです。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 そうすると、商品自体、製品自体に、例えば条例改正や法律が変わったから、その商品も変わるということではなくて、例えば商品の裏辺りに、あるいは取説に書いてあるパワーの表記が変わってくる。消費者は、つまり購買者は、あるいはその売る側にしても、特に製品の差異はないということではないのでしょうか。これは、変わっても商品自体に、メーカー側も変えるのではなくて、パワーの表記が変わってくるということではないのでしょうか。

○石川慶 委員長 予防課長。

○予防課長 製品に対する表記までを変えなさいというふうには強制しているわけではありません。あくま

で条例の中で考えるときには、アンペアアワー・セルではなくてキロワット時を使って整理しましょうということです。特にこの製品に強制力があるというわけではありません。そして、製品そのものが変わるかというよりも、どちらかというこの整理をすることによって、今まで鉛蓄電池しか参入していなかったものが、より別の鉛、リチウムイオン電池だとか、それからニッケル水素電池とか、そういったものを利用した設備が投入されるのを促進しようという狙いがあると。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 規制緩和というふうな要素があるということで理解いたします。

では、買う側も作る側も特に強制力はないけれども、これが浸透していけば、そういうふうにメーカー側も表記が変わっていったりしていくという理解でいいのですか。徐々にみたい。

○石川慶 委員長 予防課長。

○予防課長 メーカー側にそれを要求していないので、条例が変わったからといってメーカーがこの表記を変えるかという、それはどうかちょっとよく分からないというのがありますが、いずれにしても新しい製品が投入されたり、あるいはそのことによって消費者としては選択肢の幅が広がるということは、今後言えていくと思います。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 そうすると、その単位、アンペアからキロワットに変わったように、国際規格みたいなもので、海外の方でも一緒に統一するような感覚ですか。そうでもない。分かればお願いします。

○石川慶 委員長 予防課長。

○予防課長 単位を世界単位にしようとかそういう話ではなくて、今回のこの条例の中で判断するときは、キロワット時を使ったほうが評価がしやすいので、条例の中ではキロワット時を使いましょう。業界そのものにこの単位にしようとして働きかけているわけではありません。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 よく分かりました。以上です。

○石川慶 委員長 ほかに質疑のある方。宮城克委員。

○宮城克 委員 今、流れの説明の中で、結構専門的な言葉が本当に飛び交って、僕らこれ委員会で採決しないといけないのです。正直、専門過ぎて、果たしてこれは採決でそのままできるのかと、やっぱりちょっと自信がなくて、そこで差し支えない範囲でちょっとお聞きしたいのですけれども、やっぱり物事って何かのきっかけがあると思うのです。原因があったりきっかけが、この総務省消防庁の各部会で、例えばこれは何か例えば事件とか事故とか何かを多分きっかけに、これを見直さないといけないよねというのがあったのではないかなというちょっと個人的な臆測があるのです。それがもし分かれば、例えばこういったことがあって、今後それが懸念される、抑止するために条例改正をして、例えば事件、事故、そういったものを、火災を今後防げるのではないかとこのきっかけがもしあるのであれば、一つの説明としてちょっとお聞きしたいなと、まずは、さっきの専門的なものの前にちょっとこれ聞きたいなと思います。

○石川慶 委員長 予防課長。

○予防課長 例えば大きな火災があって、規制をしないとけないということであれば、そういう部会が持たれて、恐らく規制が厳しくなるほうの改正になると思います。今回の改正というのは、カーボンニュート

ラル、脱炭素社会に向けて社会が今それに動いている。それに向けた新しい製品なんかは今後投入されるのを期待されています。そういったものに対して適した規制をつくっていく、あるいは今十把一絡げでちょっと厳しい規制がかけられていても、それによって市場への参入が妨げられているのであれば、それほど不要な規制にしなくても適切な規制に見直して市場への参入が加速される、それを見込みたいということで、むしろこのカーボンニュートラル、脱炭素社会に向けて、それを加速したいという意味で今回はそれが動機になっているということです。ですから、全体としては規制が厳しくなるというよりも、見直すことによって、適正に直すことによって、むしろ緩和している部分が大きいというそういうことになっています。

○宮城克 委員 オーケーです。了解です。

○石川慶 委員長 ほかに質疑のある方。プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 気候変動の今の社会の中で求められてなさるのですけれども、今回の台風のとくに人工透析をしている方が停電などで危険になり、命を助けようということがあったと聞いたのですけれども、これからもそのような緊急事態のときに、消防としてはこういう今どんどん改正していくという方向に、その辺の対応も考えていらっしゃるでしょうか。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員、条例改正ですから、この条例に沿った質疑を。

○プリティ宮城ちえ 委員 だから、この蓄電池設備……

○石川慶 委員長 これが例えばそういったのにも関わっているのかとか質疑なら分かるのですけれども、そういった形で、これに絡めて質疑をお願いします。もう一度お願いします。プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 すみません。分かりにくかったと思います。

蓄電池設備というものの条例を変えていくということですよ、今の説明は。それで、私はいいいほうに行くと考えていて、だからそれは火災だけではなくて、そういうもしものときの人工透析、そういうことにも使われていくということですか。

○石川慶 委員長 蓄電池と人工透析が関わりあるのですか。

○プリティ宮城ちえ 委員 ない。

○石川慶 委員長 予防課長。

○予防課長 委員がおっしゃっているのは、そういった生命の維持に必要な電気、機械は動力電気を使っています。停電になった場合、当然この蓄電池設備から供給することはできますので、そういうのも期待はされる設備だと思います。

○石川慶 委員長 ほかに質疑のある方。我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 脱炭素社会のカーボンニュートラル、2050年ですから、炭素の排出をゼロにしようという、二酸化炭素をゼロにしようという目標があるわけですから、それに向かっていっているのだと思うのですけれども、宜野湾市において今回の条例の改正、影響をするというものはどういったのがあるかどうか。太陽光発電は各家庭に大分普及してきているのですけれども、こういった蓄電池まで設備しているのがあまり、あるのかないか、太陽光発電を設置しても、電力会社に売電ばかりで、停電のときに自分で使えないというのがあって、恐らくそういうのが広がってれば蓄電池の普及も出てくるのかなとは思っているのですけれども、これに対応した条例の改正というこの1件と、それからもう一つは、このキュービクル式というのが容量が大きいというか、急速充電設備、多分そういった設備をしっかりと、太陽光発電とかいろんな動力発電

とかもこれから設置されるかもしれないですけども、そういったものについて大がかりなというのでしょうか、そういったものが、土地が広いところには大きな太陽光の設備があるみたいですけども、宜野湾市内にはそんな規模の大きいのはないのではないのかなと思うのですけれども、やっぱり一般住民に関するこの条例が改正されて、関するものはどういったものがあるかというこの2点。

○石川慶 委員長 消防次長。

○消防次長 1点目の御質疑……

○我如古盛英 委員 一般的な太陽光発電とか、もう既にやっているところとの関わりというのが出てくるのかなという、あくまでもその蓄電池を設備する、設置したところのものに関するこの条例改正なのかということで、影響する住民もいるのかなということです。

○石川慶 委員長 予防課長。

○予防課長 1点目については委員のおっしゃるとおり、太陽光発電、蓄電池設備のセットによって、せっかく発電したのも今売電しているのですけれども、それを蓄電することによって、より効率的に使うことができるようになる。実際に、確かに各家庭において設備が普及しているか、それほどでもないと思いますが、この条例を改正することによって、よりそれを、そういった製品が市場に投入されるようになれば、一般市民においてもそれを購入する機会が増えたり、あるいはそれを享受する機会が増えると予想はされています。

2点目については、大規模設備があるかという点と、それから市民にどういう影響があるかというこの2点でよろしいでしょうか。市内における大規模設備については、やはり電話局に設置されているインフラを、電話設備をバックアップするための蓄電池設備が市内では最も大きいということがあります。条例を改正することによって市民に影響があるかどうかという点については、先ほどの1点目の答えと、もう一つは、既にあるものについては、ほとんどこの条例の、一般の家庭にあるものについては、条例の規制から外されるということになっておりますので……

○我如古盛英 委員 もう既に設置されているものは除く。

○予防課長 そこについて市民への影響はございません。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 こういった届出が必要なわけですね。200キロワット以上の場合、ここは届出が必要になるわけですけども、そういった現在までの届出というものもあるのかどうか。

○石川慶 委員長 予防課長。

○予防課長 市内においては32件の届出が既にございます。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 この32件というと、給油所とかどういったところがあるのかなということ。それと、もう一つ、急速充電、キュービクルなのですけども、このキュービクル式というのは、必ず太陽光発電したものを蓄電するのか、あるいは現在沖縄電力さんから配線でつながっていると思うのですけれども、売電をしているわけですから、すみません、技術的なもので分からないものですから教えていただきたいのです。普通の電力会社からの電気でも充電ができるのかどうか、そういったのも御存じでしたら、その2点お願いします。

○石川慶 委員長 予防課長。

○予防課長 お答えします。まず、1点目は、届出しているところ、どういうところが多いかという御質疑なのですけれども、主に電話会社、あるいは電話の中継するアンテナを安定して使うための予備バッテリーとして使っている施設が多いと感じております。

2点目のキュービクルとはというところなのですけれども、キュービクル設備そのもの、キュービクルというものは筐体、箱構造を言いますけれども、必ずしもキュービクルでなければいけないということではありません。したがって、電力会社みたいな大きなキュービクルが必要かという御質疑だったと思うのですけれども、必ずしもキュービクルである必要はございません。例えば屋外に設けるということであれば、当然、人が接種する、動物が接触する可能性が強い、そういうところにはキュービクルが使われるというそういった感覚でキュービクルが使われております。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 安全性が保たれていれば、キュービクルがなくてもいいということですか。

○石川慶 委員長 予防課長。

○予防課長 おっしゃるとおりです。

○石川慶 委員長 質疑のある方。

(「進行」という者あり)

○石川慶 委員長 それでは、審査中の議案第58号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○石川慶 委員長 休憩いたします。(午前10時32分)

○石川慶 委員長 再開いたします。(午前10時33分)

【議題】

議案第60号 高規格救急自動車購入に係る物品の取得について

○石川慶 委員長 議案第60号 高規格救急自動車購入に係る物品の取得についてを議題といたします。

お諮りいたします。議案第60号については、議案の提案趣旨説明を省略することにいたしたいと思えますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

では、議案第60号に対する質疑を許します。

まず、当局より補足説明がありましたら、お願いいたします。消防次長。

○消防次長 ございませぬ。

○石川慶 委員長 では、委員の質疑がありましたら、挙手にてお願いいたします。平安座武志委員。

○平安座武志 委員 よろしくお願ひいたします。資料のほうからちょっと御確認させていただきます。おお

むね10年で買換えとなっているのですけれども、今回は消防真志喜出張所の高規格救急自動車が更新されると、各出張所あると思うのですけれども、現在の救急車の市内状況はまずどのようになっているのか御説明いただきたい。

○石川慶 委員長 消防次長。

○消防次長 平安座委員の御質疑にお答えいたします。現在、本市の稼働中の救急車の配備状況につきましては、消防署において2台、我如古及び真志喜出張所に各1台、合計4台配備をしております。その他突発的な事案が発生した場合に備えている予備の救急車が1台配備しております。以上でございます。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 今、ここには宜野湾市のほう2台で、各出張所に1台、1台、予備が1台ということでしたけれども、これ配備に対して基準というのがあるのですか。例えばこれぐらいの人口がいるところであれば市内に何台必要だという基準があるのかどうかちょっと確認させていただきたいなと思います。

○石川慶 委員長 消防次長。

○消防次長 御質疑にお答えいたします。国が定める基準において、人口10万人の市町村にあつては、おおむね2万人ごとに1台を配備という基準がございます。以上です。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 今、本市約10万人なので、予備車を合わせれば5台で適合されているという今認識なのですけれども、例えばこの救急要請というのは人口が2万人だから何件という、5万人だから何件とか人口で決まっていないという感じだと思うのですけれども、大体は把握できると思うのですが、配備台数、全部を上回るというのですか、この救急要請とかあった場合の、今の対応を確認させていただけますか。

○石川慶 委員長 消防次長。

○消防次長 先ほどの答弁に補足説明いたしますけれども、国の基準におきましては稼働中の救急車について、2万人に1台という基準がございますので、現在、宜野湾市消防本部においては稼働中の救急車は4台ということでございます。

それから、ただいまの御質疑についてですけれども、救急車の上回る救急車の要請という御質疑でしたでしょうか。この点におきまして、今、稼働中の救急車4台ございますので、4台が出動した時点で速やかに隊員の非常招集を行って、次の救急出場に備えると、いわゆる予備の救急車を活用するというような運用を行っております。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 すみません。予備車は合わせないということですね。であれば、本来であればあと1台、5台必要だというふうに思っているのですけれども、入替えしても4台ということになるのですけれども、今現在の救急要請あった場合に、市内の到着時間の変更等があるのか確認させていただきます。変更というか、今どれぐらいの到着時間になっているのか。

○石川慶 委員長 消防次長。

○消防次長 御質疑にお答えいたします。今、救急車の現場到着時間の変化がどうなっているかという御質疑ということで理解して御説明いたしますけれども、令和元年中の救急件数につきましては、覚知から、いわゆる119番が入って救急車が現場到着するまでの平均時間が6分48秒でありました。昨年、令和4年なので

すけれども、その年はどの市町村でもそうだったと思うのですけれども、救急件数が過去最高を記録しまして、平均時間が7分36秒というところで、元年から比較すると48秒の遅れが生じているという状況でございます。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 遅れが生じてるということ、救急要請も増えているのだろなというふうな認識はしているのですけれども、今回、物品取得で新規の救急車を購入してもまだ国が定める基準は満たされていないと、やっぱり救急というのは市民の生命を守る上で大切な役割をしているものであることを踏まえれば、国が定める基準まではどうにかしっかりと整備されるべきではないかなと私は思うのですけれども、今後、この消防の強化、国の基準まで私はやっていくべきだというふうに思ったのですけれども、今後もこの強化に向けて、救急体制の強化に向けて計画等そういった何かあるのかどうなのか確認させていただきます。

○石川慶 委員長 消防次長。

○消防次長 御質疑にお答えいたします。救急隊の強化について我々も優先すべき課題だというふうに認識をしております、対策といたしまして、平日の8時30分から17時15分までの間を限って運用する日勤救急隊というものが配備できないかという現在計画を立てております。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 すみません。今時間ちょっと聞き逃して、8時30分から7時……

○石川慶 委員長 消防次長。

○消防次長 平日8時30分から17時15分までの平時の間に限って運用できる日勤救急隊というものが配備できないかというところの検討をしているというところでございます。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 我々は、やっぱり救急隊の大切さというのは市民皆さん分かっていることですので、しっかりとした体制を整えていただければなと思っております。

あと1点です。この入札に関してちょっと確認していいですか。この入札ですけれども、これ今回はトヨタさんからなのですけれども、予定価格というのはこれどのように決められているのかなという、物品に対しての予定価格というのは、どのような感じで決められているのか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 予定価格についてですけれども、宜野湾市の財務規則の第97条に予定価格というのが定められておりまして、その中でですけれども、予定価格を定めようとするときは、入札に付する事項の取引の実例価格、受給の状況、履行の難易、数量の多少、履行期限等を考慮して公正に決定しなければならないと定められていますので、それを受けて価格を設定しているというふうになります。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 すみません、ちょっとよく分からない。実例価格というのは、例えばトヨタさんであればトヨタさんから大体の金額、今回日産さんも入っていますが、日産さんの大体の金額等をやったということになるのですか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 企業さんから見積り価格をいただいて、恐らく数社によって平均とかをしているものだと思います。

っています。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 何かやっぱり難しいのがあると思うのですけれども、やっぱり各メーカーによって車の値段というのはあるわけで、今回トヨタさんですけれども、日産さんとほかにもいろいろメーカーさんによって、この救急車に適した車は多分、メーカーによって全部値段変わってくるものだろうなと思っておりま
すけれども、そういうメーカーさんからのあれで予定価格を決めているのですか。これ入札価格の金額を見ても結構な差が出ている部分があるもので、予定価格というのはどういうふうな設定だったのかというのを確認したかったのですけれども、最後になりますけれども、今回この10年ごとに交換される、今回議会でこれが承認された場合、新しい車が令和6年3月に納車されるというふうに資料のほうには書かれている、事業スケジュールと、10年たった車というのはどのようにされるのか確認させてください。

○石川慶 委員長 警防課長。

○警防課長 御質疑にお答えいたします。現在も行っているのですが、更新された車両につきましては、予備救急自動車として活用を予定しております。したがって、しばらくの間は残す予定をしております。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 更新されたものを予備として残す。であるのであれば、現在予備として置いているものは処分されるという認識でいいのですか。それとも予備として現在あるものもそのままなのか、今回、この入れ替えるやつも予備車として置くという認識ですか。どうなりますか。現在の予備車としては救急車1台ありますけれども。

○石川慶 委員長 警防課長。

○警防課長 お答えします。従来場合は、予備救急自動車が新たな予備救急自動車になった場合は、使用していた予備救急自動車については廃車しております。ただし、先ほど次長から説明があったように、現在、消防としては5台運用を検討しているところがありまして、次年度、その方向に行くようであれば、更新された車両を5隊目として使いながら、また予備救急自動車も一応しばらくの間使用しようと考えているところ
です。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 分かりました。これからはいろいろと強化していく中で、使うものは使っていくという受け止めであります。ぜひしっかりとした救急体制の維持のための強化等も含め頑張っていただければと思います。以上です。

○石川慶 委員長 ほかに質疑のある方。桃原功委員。

○桃原功 委員 よろしくお願ひいたします。今回の目的は、高規格救急自動車購入ということなの
ですけれども、高規格でない救急車というものもあるのですか。

○石川慶 委員長 警防課長。

○警防課長 現在、宜野湾市消防本部が使用しているのは全て高規格救急自動車ではあるのですが、以前、救急救命士制度が運用される前とかでしたら、いわゆる2Eタイプという車両ではあるのですが、一回りぐ
らい小さい車両というのがございました。ただ、現在、ほとんどの消防本部のほうで救急救命士が乗車して高度救命処置を行うところもありますので、それに対応できる高規格救急自動車というところで配置してい

るところです。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 高規格ではない救急車もあるけれども、救急救命士が高規格では乗車できる、普通という言い方が正しいのか分かりませんが、高規格ではない救急車には救急救命士も乗車はできるのですよね、その対応ができないということなのですか。

○石川慶 委員長 警防課長。

○警防課長 対応ができないというところもあって、また資器材等も、今回資器材も合わせて購入を行ったところではあるのですが、そういう資器材が搭載されるというのが高規格救急自動車で、従来のタイプですと、小さいタイプですとそういう装置が設置できないので、車内において高度救命処置を行うことができるとなっております。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 ありがとうございます。資料から財源の内訳のほうから少し質疑しますが、一般財源の持ち出しがないということなのですか、国庫から契約金額の85%が支出されているのですけれども、これは宜野湾市だけではなくて、他市もあるいは広域の消防もこのような比率で購入できるのですか。宜野湾市だから、例えば基地が真ん中にある、非常に到達時間がもう7分もかかってしまうということも配慮されて、こういうふうな高率補助なのか、その辺は分かりますか。他市も同じように8割5分の国庫補助があるのでしょうか、分かりますか。

○石川慶 委員長 消防次長。

○消防次長 御質疑にお答えいたします。本市におきましては、特定防衛施設周辺調整交付金、9条交付金というものを活用させておりますので、このような高額な交付金を活用することができるというふうに認識をしております。他市のほうでもそのような交付金を活用している市町村もあれば、また石油とかそういった大きな石油基地等が配置されている市町村においては、そのような石油絡みの交付金を活用しているということも存じ上げております。以上です。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 そうすると、防衛の補助金等が活用できているという答弁からすると、これが活用できない自治体もあるわけですから、このような高率補助まで至らないところもあるかもしれませんね。推察ですが、分かりました。ありがとうございました。

あと、高規格になると、やはりその車体自体も大きいと思うのですけれども、市内にこの車両が入れない地域ってまだあると思うのですけれども、野嵩3区とかとても狭いところ、こういったときってどういった対応するのですか。やっぱり入れるところまで待機して、もう人力で走って行って対応して、また人力でこうやって乗せるということになっているのですか。まず、入れないところってあるのですか。

○石川慶 委員長 消防次長。

○消防次長 御質疑にお答えいたします。救急車がなかなか家の前まで接近できないという地域はございます。その際は、やはり人力というよりもストレッチャー、ベッドのようなストレッチャーでございます。それを、自宅のほうまで搬送して、そのストレッチャーのほうに傷病者を乗せて、ストレッチャーで移動するというような対応を取っております。以上です。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 これは、消防が原因ではないので、まちづくりという部分では行政の務めは、やはりその1秒でも早く人命を救助するという部分では、行政ももっと頑張らなくては、私たちもそうですけれども、ちなみにこれ入れない場所って地域的にどちらか答えられますか。野嵩3区とか。

○石川慶 委員長 消防次長。

○消防次長 御質疑にお答えいたします。今、委員おっしゃったような区画整理が行き届いていない地域、野嵩方面とか、そういった地域については救急車が自宅の前まで到着できないという地域も市内においては多々ございます。以上です。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 分かりました。一般財源が持ち出しがないというのは、地方税は先ほどもありましたけれども、ぜひそういった意味では頑張ったと、ありがとうございます。以上です。

○石川慶 委員長 ほかに質疑ある方。上里広幸委員。

○上里広幸 委員 お願いします。21ページの入札の件でお聞きしたいと思います。先ほど平安座委員も質疑されていたのですが、そもそも指名制度について、一般競争入札なのかその辺御説明をお願いします。

○石川慶 委員長 警防課長。

○警防課長 お答えします。指名競争入札となっております。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 指名競争入札の場合は、審査委員会の中で業者を選定していると思うのです。議案にあるとおり、市内に業者がいないので、全県を対象として指名しているのか。それとも、日本全国を対象として行くのか、この審査方法というのを少しお伺いいたします。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 指名審査委員会の質疑でしたので、こちらのほうで答弁したいと思います。指名審査委員会におきましては、今回の件でいけば消防のほうが提案をいたしまして、指名した企業、今回は5社あるということで、委員会に諮って、指名した理由とか事業の概要とか、そういったものを説明した上で、審査会に諮ってまいります。それで了承されれば、これ通って、そのまま入札手続に入っていきます。今言うように、企業の指名については、登録業者、契約検査課に業者さんがいろいろ登録しているので、そこからそれぞれの事業部署でこういう対応ができるものを確認をした上で、指名審査委員会に向けて準備はしていますので、今のお話のように、例えばやりたい事業がもう県内にもないというときには、ただし登録がされていないということもあり得はしますので、その際はそれでまた契約検査課なりと相談しながら、こういう指名しても大丈夫かとかというふうに話し合いますけれども、基本的には、登録業者が基本ではありますので、ないというのはなかなか、そういった事例はほぼないとは思いますが、基本市内、県内、どうしてもというときには県外というような流れではやっております。以上です。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 ありがとうございます。宜野湾市内の業者ではないという理解で質疑しているのです。

それで、先ほどあったのですけれども、予定価格が公表されて、最低落札価格があるので、その中から見ると、先ほど実例価格等を計上していると言っているのですけれども、あまりにも離れている、要は予定価

格が2,100万円のものに対して、指名審査委員会の中で指名して行って、それで調書とか取って、それから入札をすると思うのですけれども、それを踏まえて超過していると思うのですけれども、その辺何か説明があれば。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 まず、委員のほうから、予定価格、公表しているという今話ございましたけれども、この購入のときには公表はしておりません。最低制限価格を少しお話ししましたけれども、最低制限価格が出るのは工事で、物品購入とかはないので、ちょっと取扱い案件が違っていると、こういった場合は、予定価格公表ないので、そのままこういった入札になるというのがあります。

先ほどの話をすると、最低制限価格が設定される工事の場合は、予定価格は公表されます。だから、予定価格より上回るというのは普通はないです。最低制限価格が設けられているので、要するにダンピング防止なので、もちろん予定価格より下げた額で、最低制限価格の範囲内で業者さんが入札競争するという、これは説明いたしますと、最低制限価格はもう建設工事ということに限っています。金額の基準もございしますので、これはそういうルールがございしますので、今回の高規格救急自動車購入については、最低制限価格を設定するような案件ではないということで御理解をいただきたいと思います。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 最低落札価格を設けない、指名入札ではあるのですけれども、建設関係とは運用違う、最低落札価格はないというのは分かるのです。予定価格の公表の仕方というのですか、再度ちょっと確認していいですか、ちょっとつかめなかったのです。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 恐らく指名して業者さんに、こういう入札がありますということで契約検査課のほうから指名の書類とか届きます。あとは、その後、今回事業部署である消防のほうで現場説明で業者さんの前でこういったものを入札するというので、例えばさっき資器材の話もありましたけれども、こういったものを欲しい、自動車のタイプまであるのかな、そういった説明をして質問を受けて、それから入札ということになりますので、全く購入というだけではないです。実際にはちゃんとヒアリングも、入札指名した後ですよ。そういったのもあるということですので、もちろん企業さんの、あとは単価、価格、どのぐらいに設定するかということなので、そういう差が出てきたりするということもあるのかなとは思っております。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 ありがとうございます。理解しました。

もう一点ちょっと確認したいのですけれども、先ほども次長からあったのですけれども、建設の入札の運用の仕方はちょっと分かるのですけれども、特記仕様書、これはどういったことが記載されているのでしょうか。保証関係とかそういったものがうたわれているのですか。契約については前もって議会の議決をやらなければいけないと思うのですけれども、あとは仕様なので、どういったことを、概要でいいです。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 恐らく議会の議決になる案件の話かなとは思っているのですけれども……

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 この物品契約書の中で特記仕様書があると思うのですけれども、特約条項の中の仕様書だ

と思うのです。その仕様書の内容、こういったものなのか。要は特殊な車両なので、何か壊れたときには、どこが出すとか責任の所在を示しているのか、仕様書の内容ですね。

○石川慶 委員長 警防課長。

○警防課長 お答えします。仕様書のほうに特約条項となっております、仕様書上に保証期間等も記載されています。また、詳細な救急車の構造だったり、自動車の仕様だったりというところで救急活動に必要な装備を備えるようにというところで記載されているのが仕様書になっておりますので、特約条項としてその仕様書をうたっております。その中には故障についてもうたっております。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 仕様書非常に大事なものですので確認しながら適正に運用してください。以上です。

○石川慶 委員長 ほかに質疑。宮城克委員。

○宮城克 委員 次長、さっきの説明で確認したいのが、要するに上里委員からもあったように、要するにこの5社指名ということだったのですけれども、あくまでもこの5社は物品等の入札参加届を宜野湾市に出している業者の中からのこの5社ということなのか、それともそうではなくて、例えば救急車売っているところどこがあるかなとネットで調べてやった適当な5社ではなくて、入札参加届、あくまでも宜野湾市に対して物品の、その届けがある会社の5社という理解でいいですか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 先ほど審査会の話をしていただきましたけれども、その中で登録されている業種の中で、例えば自動車で登録、消防救急関連、義装車両とか、その他車両関係という業種の中から消防のほうを確認をして、取扱いとかいろいろ確認をした上で、この5社ということの設定をしているということです。

○宮城克 委員 分かりました。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 1点だけお願いいたします。先ほど上里委員の質疑で、指名審査委員会があるということとで答弁しておりますけれども、これはどの格付の人が審査委員になっているのかということをちょっと知らなかったもので、部長級なのか。あと1つ、2点あるのです。財源内訳の中で一般財源がゼロということで、地方債を発行するわけですけれども、一般財源がゼロということは地方債は後で何年かけて支払うのですよね。これは交付税処置されることは本当に一般財源はゼロなのかということ、後年の負担がないのかどうか、この2点お願いします。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 まず最初に、第1審査会のメンバーの話でしたので、第1審査会というところでは、委員長を副市長に各部長がメンバーです。

○我如古盛英 委員 副市長と各部長。

○総務部次長 総務部長を筆頭に企画、市民経済部等が委員のメンバーです。

○石川慶 委員長 警防課長。

○警防課長 2点目についてお答えします。地方債について、地方債のところではあるのですが、今回、防衛の9条調整交付金を補助金に使用して、残りの部分を地方債発行ということでございます。これにつきましては、今回、一般施設等補助事業債、こちらのほう充当率が75%になっておりまして、残りについては沖

縄縣市町村振興資金というところの使用をして、25%での裏での負担する部分、100%のほうを負担するところ。これにつきましては、交付税措置はございませんので、後年で支払いが出てくるということになっております。以上です。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 後年度に支払いが手元から出ていくわけですね。今回購入時は一般財源は使わないのだけれども、次年度から地方債の支払いが始まるということで理解していいのですよね。少しは負担がある。

○石川慶 委員長 よろしいでしょうか。

(「進行」という者あり)

○石川慶 委員長 では、審査中の議案第60号については質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○石川慶 委員長 休憩いたします。(午前11時01分)

○石川慶 委員長 再開いたします。(午前11時12分)

【議題】

議案第55号 宜野湾市税条例の一部を改正する条例について

○石川慶 委員長 議案第55号 宜野湾市税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

お諮りいたします。議案第55号については、議案の提案趣旨説明を省略することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

では、議案第55号に対する質疑を許します。

まず、当局より補足説明がありましたら、お願いいたします。総務部次長。

○総務部次長 補足説明はございません。審議のほどよろしくお願いします。

○石川慶 委員長 では、質疑がありましたら挙手にてお願いいたします。桃原功委員。

○桃原功 委員 昨日、一般会計補正で多少この森林環境税の譲与税について少し質疑できましたので、今回の改正ですけれども、要は市民に対して納入として前は5,000円だから影響はないわけですね。平成26年から令和5年度までは、森林環境税は徴収されていませんけれども、県民税、市民税として1,500円、3,500円の合計5,000円で、令和6年度以降も総額は5,000円だけれども、国税として森林環境税に1,000円徴収されていくと、市民の負担は変わらないけれども、市民に対する恩恵という部分ではどうなるのか。金額自体も県民税は1,500円から1,000円に下がる。市民税も3,500円から3,000円に下がっているの、逆に入ってくる、国あたりから、あるいは入ってくる配分の分としては減額になるよというのが本会議の答弁でも出てきたと思うのですが、その辺をもう少しおさらいの意味で確認していきますけれども、森林環境税って、やはり沖縄県民にとってなかなかなじみがない。なじみがちょっと薄いという部分ですけれども、恩恵の部分で

こういったことが想定されているのかお尋ねします。

○石川慶 委員長 税務課長。

○税務課長 お答えいたします。予算資料の1のほうを御覧ください。こちらのほうの中段の主な改正内容ということで、1、個人市民税でいきますと、森林環境税の導入についてですので、この環境税の目的として国民一人一人が等しく負担を分かち合い、地球温暖化防止、災害防止等の役割を担う森林を支える仕組みとして、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保することを目的として導入されていくものということで、その下の表の1の図式があるのですけれども、左側のほうで、中段のほうで森林環境税1,000円を取ると、これを市町村が取った上で、最終的に国のほうで全ての市町村から1,000円取ったものを集めて、国、県で再配分をしていくと、これは再配分は昨日も答弁ちょっとあったのですけれども、人工林の割合だとか人口、あとは林業者数、そういったものの割合でもって各市町村に再配分をされます。都道府県と市町村にですね。そこで、市町村はその財源を使って、それぞれの市町村の、宜野湾市で言えば木工を使った棚とか、そういったものを小学校に配置するとか、そういったもので森林に関する事業というのを取り組んでいます。流れとしてはこういう位置づけになります。

昨日、本会議のほうにも答弁していました、先ほど委員のほうから言われた資料1には、表2のほうが、この表2のほうでは、これまでは平成25年までは県民税1,000円、市民税3,000円、合わせて4,000円というものだったものが、東日本大震災を契機に防災対策、そういったものに力を入れていかなくてはいけないのではないかとということで、市町村と県自体が500円をアップして、それぞれ1,500円、3,500円、合わせて5,000円を10年間、この歳入をもって各市町村と県は、その500円分の対策を取っていくような流れがありました。

今回、新たに森林環境税というのが先ほどの目的でつくられました。それに伴って県民税、市民税というのは1,500円からまた元の平成25年以前の状態に戻っています。ですから、市としてはこの500円のアップした財源というのが今回減らされるのですけれども、これは最終的には元に戻るというイメージですので、減収ではないと、上げた分は市の防災だとかに使っていますので、それがある程度目的を果たしたということでの理解で、一旦なくなるのですけれども、これは元に戻ったという考えになります。新たに出てきた環境税、これは国税ですので、直接市と県には関わりはないのですが、これを財源として、先ほどの説明で、全国集めたものをまたさらに再配分して、最終的には入ってくると、金額的なもので言うと、昨日部長のほうからの本会議での答弁の中に、どれくらい市民税が減るのだということで、均等割の納税者は4万7,000人令和5年度はいると仮定して、単純に500円掛けると、2,350万円減りますよと……

○桃原功 委員 減収。

○税務課長 減収。先ほど言った平成26年から令和5年までは防災対策で500円かさ上げしてしましたので、そのかさ上げ分は単純に単年度で見ると2,350万円減ります。それとは別に環境税として新たに取った1,000円は、国のほうで回って、最終的に再配分されたときに、どれくらい宜野湾市に下りるかということ1,047万7,000円が今令和5年で見込めている数字です。ですから、ある意味半額にはなるイメージなのですが、先ほど申し上げたように、今回の市県民税の部分での上げ幅というのは、目的があって上げていますので、その目的が防災の目的で終わりましたので、元に戻っています。ですから、ここでの市直接の減収という考えではありません。新たに出てきた財源も単純に再配分されて1,000万円は入りますので、2,000万円がなくなって1,000万円が入って、差額が1,000万円あるという意味ではなくて、2,000万円はもともと

あったものの、税収が目的が達成したために市民から取らなくてよくなったという形です。もともと防災対策で10年間500円ずつ上げて、大体2,300万円ぐらいあった財源というのは、これは一旦事業が終わりまして、防災対策の事業が終わったと見ていますので、取らなくてよくなった、市として、税収というのは減ったというよりは、目的のために取った税収が今回終わったので取らなくなったというイメージです。という関係性があるものですから、譲与税は譲与税で新たに配分されますので、これが減ったとか増えたという話ではなく、決められたルールに基づいて交付されたという流れになっています。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 よく分かりました。昨日の答弁でもあったと思うのですが、沖縄県においては、宜野湾市は森林という地目がないので、国頭村あたりでいくと、面積的に配分が大きくなるのが想像できるのですが、結局もう人口割の分でしか入ってこない、事業者もいらっやらないし、森林の面積もないので、これの用途、使途というのは、森林の樹木の育成とか、あるいは後継者の育成とかありましたけれども、何か災害にも使えるというのがどこかで答弁あったと思うのですが、今、例えばヤマトの報道なんかで線状降水帯などで川が氾濫をして大洪水が起こって、床上とか床下も浸水されていると、治水事業もあると思うのですが、例えば山をどんどん、どんどん伐採してしまったために、水はけが、すぐ雨がたまってしまうと、あぁいった災害等の救助費支援にも活用できるのですか。

○石川慶 委員長 税務課長。

○税務課長 お答えします。話をちょっと少し整理していきたいのですが、昨日桃原委員からあった、昨日の補正予算の中では防災のほうで環境譲与税を使って防災対策をしていくというお話からこのお話あったかと思うのですが、この使い道については、令和元年度に市のほうに、宜野湾市森林環境譲与税基金条例というのをつくりまして、そのときに使い道については、この基金に譲与税を入れて、それから来年度予算のほうでどんなのに使っていくのだという審議していくという流れに今なっていると思います。

令和元年から今までの財源については、国の特別な会計のほうから財源をもらっている状況です。令和6年からは、それが終わって、もうほとんど環境税として国民から上がってきたやつを使いなさいという流れになっていますので、使い道の部分については、令和元年から会計ごと、予算ごとに審議はされていると思いますので、そのまま流れになったのかなと、今回は、税条例の改正ということで、あくまでも歳入側の取り方の部分の審議になるものですから、ちょっと使い道がとなると、かなり防災とか学校とか様々に関連するものですから、できましたらちょっと収入の部分についてのお話でお答えしたいなと。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 よく分かりました。ありがとうございました。

今回の森林環境税だけではなくて、4ページの市民税に関する経過措置で、軽自動車税に関する経過措置ってありますけれども、市民の立場に立ったときに、市民の負担という部分が、金銭的に負担というのはどのようなものになりますか。負担はないということで理解していいのですか。市民税に関する経過措置と書いてあるのですよ。あと、4ページのほうも軽自動車に関する経過措置とあるのですね。ちょっとごめんなさいね、よく精査できていないのだけれども、市民負担の立場からは金銭的な負担はないということで理解できるかどうか。

○石川慶 委員長 税務課長。

○**税務課長** お答えします。今回の市税条例改正の背景の大きな基は、先ほど申したように森林環境税の改革に伴う関連条例の改正が主です。もう一つが多くはないのですが、軽自動車の関連する部分の改正だと思います。この軽自動車の改定部分の内容としては、自動車メーカーが不正を行ったときに、納税者として自動車メーカーをみなして、納税不足額を徴収する際に、加算の割合の変更というのが今回ありました。

○**桃原功 委員** 何の割合。

○**税務課長** 不正をした場合の、これ徴収するのですけれども、このメーカーのほうから、その割合を増やしたということです。加算した。割合を大きくした。

○**桃原功 委員** 加算。

○**税務課長** 加算。新聞報道でも出ているので、メーカー名もちょっとお伝えをしますが、令和4年3月以降に一部メーカーということで日野自動車株式会社……

○**桃原功 委員** 日野。トラックだよな。

○**税務課長** 全国的にも大きくニュースになりましたので、こういったメーカー側のバス用エンジンの燃費、排ガス試験規制というのが環境性能により優遇を受けているのですけれども、この優遇措置を受けるにもこういった根拠というか、優遇されることの部分がちょっと適正ではないのではないかということで、社会的にもちょっと大きな影響がありました。それで、税制上の再発防止策として、不正により生じた納付不足額が出た場合の納付義務をメーカーに負わせるのですけれども、この部分の割合を現行10%になっているのですけれども、今回35%に引き上げることであります。ですから、メーカー側がその負担を負うという改正ですので、直接市民が負担をする部分ではないということです。

○**石川慶 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** そうすると、今課長がおっしゃったことは、新旧対照表の12ページの最後の改正案で100分の10という割合を100分の35の割合に乗じた計算を、金額を加算した金額とするというのは、市民へのことではなくて、今おっしゃったメーカーの部分の負担ということで理解できるわけですね。分かった。以上です。

○**石川慶 委員長** ほかに質疑のある方。平安座武志委員。

○**平安座武志 委員** 1点だけもう一回確認させてもらいたいのですけれども、市民税が500円下がると、1,000円森林環境税として令和6年から、譲与税として入ってくるから、あまり税収には関係ないという話であったのですけれども、確認をしたいのが、この令和5年度まで取った市民税の500円、これは先ほど災害対策等に使われたという話だったのですが、これは500円は一般財源に入っていたわけですよね、一般財源に組み込まれていた。これが今回、この2,300万円減になると、一般財源に組み込まれる2,300万円が減になるという理解でいいわけですよね。令和6年度からは環境譲与税として国から同じ金額分は入ってくるのだけれども、これはある意味基金に積み立てないといけないお金になるわけで、縛りが出ると、多少は影響は出るのではないかというふうに思ったのですけれども、森林環境税として入ってきた場合は、使い道が縛りが出るわけ、基金に積み込むと、その認識でいいですか。多少のこのあれは出るのだらうなと思っているのですけれども、意味合いとしては。一般財源に入るのがなくなって、環境譲与税として基金に組み込むのですよね。そうすると縛りが出るわけですよね、使い道が。多分そういう認識ではないかなと思ったのですけれども。

○**石川慶 委員長** 税務課長。

○**税務課長** これまで500円かさ上げして取っていたものというのは、防災対策、東日本から防災対策を中心にこれをやっていかないといけないということで、一般財源でおっしゃるとおり取っていました。縛りがあるかないかという、目的としては防災対策に使いなさいということでありましたので、先ほど試算したこの500円分は2,350万円、当然防災に使われていたものと考えています。当然、防災対策の事業というのは東日本以降、かなり事業数は増えているので、単費でも2,500万円以上はずっとやられていますので、市としては当然これは防災対策にもある意味使っているという認識で、一般財源としては取り入れていました。

ただ、環境譲与税ということで縛りが出てくる。よりさらに使ったという実績を市民に見せないといけないというのは今回から変わりますので、そういった意味では特定財源になって縛りを受けるという形にはなりません。そこで、では防災の時とこれでは金額が変わるのですけども、市に対する財源の影響は実際あるのかと言われると、ちょっと比較が難しく、当初の目的は一般財源では取っているのですけども、一応市民から取って市が使うという状況だったのです。2,350万円を。これは、もう役目がある程度10年で終わったとみなして、もう取らない、市民から取らないで、これまでどおりの負担でいきましょう。ただ、新しくできて国税の1,000円というのは、また別物で、それは森林の保全のために国民でやりましょう。これは、でも一旦国が全部預かって再配分します。そのときには当然防災のときの減収と比較すると減ってはいるのですけども、1,000万円ぐらい、だからこれが減ったかどうかと言われると、再配分した結果ですので、直接イコールと結びつかないのが本当ではあるのですけども、本来、切り分けてやるべき議論になっていまして、国のほうが同じスキームを使って入れられたものですから、つながってしまって、本来は切っていないといけない話なものですから、減ったというと、何か再配分したという話ですから、ちょっと。

○**石川慶 委員長** ほかに質疑はありますか。

(「進行」という者あり)

○**石川慶 委員長** それでは審査中の議案第55号については質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○**石川慶 委員長** 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○**石川慶 委員長** 休憩いたします。(午前11時53分)

○**石川慶 委員長** 再開いたします。(午前11時55分)

○**石川慶 委員長** 午前の会議はこれで終わり、午後は2時から会議を開きます。その間休憩いたします。(午前11時55分)

◆午後の会議◆

○**石川慶 委員長** 再開いたします。(午後2時00分)

これより午後の会議を進めてまいります。

【議題】

陳情第18号 学生議会開催について

○石川慶 委員長 陳情第18号 学生議会開催についてを議題といたします。今回の陳情第18号の趣旨は、1つ目、中学生、高校生、大学生による学生議会開催を求める。2つ、学生議会に予算を付与し、学生で政策を立案する。3、学生と行政が協力し立案された政策を実現するとの内容となっております。

それでは、当局より現状等について説明をお願いいたします。総務部次長。

○総務部次長 この陳情をいただきまして中身を見させていただきました。この陳情の趣旨を踏まえて、まず、1、中学生、高校生、大学生による学生議会の開催というのは、本市では行われておりません。それに伴って、2、3におきましても学生議会のようなものは開催しておりませんので、その中での例えば予算付与とか政策立案といったものは実施したことはございません。以上です。

○石川慶 委員長 説明は以上ですが、委員の皆様、質疑がありましたら挙手にてお願いいたします。桃原功委員。

○桃原功 委員 次長のほうからこれまでに学生議会の開催はなかったという説明があったのですが、過去に、私が記憶している限りでは、女性議会、ここではなくて中央公民館でやった記憶があるのです。女性の方々の代表を集めて中央公民館でやった記憶があると。一度子ども議会の要望があって、議会で議論して、結局開催できなかった、開催したのかな。

(「やった」という者あり)

○桃原功 委員 そうしたら、今の答弁は、この子ども議会と学生議会は別という認識ですか。

○石川慶 委員長 指導部次長。

○指導部次長 桃原功委員の御質疑にお答えいたします。子ども議会として平成14年に40周年事業で直近で開催したのはその1回がございます。ただ、今回、この陳情に上がっていることに関しては学生議会として、恐らく高校生、大学生あるいは若者向けに対しての趣旨のものなのかなということで理解しております。愛知県新城市においては、たしか15歳以上16歳の対象の方を実施しておりますので、それと類似した学生議会を開催したことはないということで答弁しているものと理解しております。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 今回は、議長宛てに陳情来ているのですけれども、これまで開催していないということを考えると、これまでに、過去に市長宛てにこういう陳情等ありましたか。開催の要望。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 過去どこまで遡るのかちょっと分からないのですけれども、同じような議会に出されている陳情は市長部局には出されていないというふうに思っています。調整も何もなかったもので、過去に、実際このような話を伺ったときにも確認できる範囲ではちょっとしてみたのですけれども、そういったのはなかったもので、恐らく受けたことはないのではないかと思います。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 私は、個人的には開かれた議会、あと若者の政治離れという点で考えると、学生議会の開催というのは大いに結構ではないのかなと、やっぱり生活は政治と密着しているということも言えるので、これまでになかったというのはちょっと寂しいなという印象はあるのですけれども、分かりました。以上です。

○石川慶 委員長 ほかに質疑のある方。平安座武志委員。

○平安座武志 委員 把握しているのであれば教えていただきたいのですけれども、愛知県の新城市の事例は、1,000万円の予算を割り当てて政策を実行していますというふうにあるのですけれども、どのような、要するに1,000万円の予算が組まれているというのは、要するにこの我々の議会、今普通に開かれている各市町村の議会のような役割を担って、何月定例会、何月定例会というふうにやって、いろんな議案を審査しながらこれを行政に政策提言等、政策を実行するために行政のあれを上げている議会なのかなという、その辺把握していますか。ちょっと分かるのであれば。

○石川慶 委員長 指導部次長。

○指導部次長 平安座委員の御質疑にお答えいたします。ホームページ等で把握した範囲なののですけれども、平成26年に、新城市若者条例というところを制定し、その関連で若者議会条例というのを制定しているというのを把握しております。若者議会としては、名称が議会的な形で書かれてありますが、内容としては、この陳情書にあるような形で政策ができるまでとして、この政策経験等をして、年に1回なのですが、それを市長に答申し、事業の実現化を目指す取組であるというふうに理解してございます。

○石川慶 委員長 ほかに質疑のある方。宮城克委員。

○宮城克 委員 ちょっと確認させてください。もし知っていればなののですけれども、まず1点目は、まずそもそもなののですけれども、私たち学生がって陳情の理由にありますけれども、この方、学生なのですか。要するに何の学生、大学生なのか高校生なのか何なのか、私たち学生がと言っているのです、この方学生なのですか、何なのですか。というのがもし分かれば、そもそもが全然見えないので。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 申し訳ないです。陳情の宛先は議会なので、これは議会で精査していただければと思います。

(「これは学生」「何の学生、高校生」という者あり)

○石川慶 委員長 指導部次長。

○指導部次長 宮城克委員の御質疑にお答えします。5月29日にタイムスのほうで報じられておりまして、その中では中心メンバーとして興南高校生とか豊見城南高校生とか、そういった方々がこの陳情的なものを、たしか那覇市、宜野湾市、糸満市のほうに陳情を出されているという記事になっておりますので、この方は学生さんであろうかと思えます。

○石川慶 委員長 宮城克委員。

○宮城克 委員 これ質疑するやつで、議長宛てなので当局に聞くというのもどうなのだろうと思うのですけれども、これは分かる範囲で、一旦下げます。なければ、実は何のために予算つけて、その費用対効果が何なのかなというのを確認しようと思ったけれども、何を求めているかちょっと分かりません。

○石川慶 委員長 宮城委員、またまとめてから。

質疑ある方。我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 これまでも女性の議会をとか、桃原委員が質疑したように実施されているわけですよね。それで、この内容からすると、大分今まで宜野湾市でやってきたのとは違う、これまでやってきたのはもちろん市政に対して若い人たち、女性あるいは子供たちが関心を持ってほしいということで、陳情の趣旨の学生議会に予算を付与して学生で政策を立案する。学生と行政が協力して立案された政策を実行するというこ

とですから、これ何か執行部のほうといろいろ、必ず議会ではなくても、執行部のほうといろんな協力関係をして、若い人たちの学生の考え方を生かしていこうというのが趣旨みたいな考え方ですけれども、これは当局にはもちろん出ていないわけですね。これに関しては何か皆さんどういうふうにお考えかなと、立案された政策を実行するというのは、議会からすると、市民との報告会の中で、市民の皆さんから意見を吸い上げて当局に提言するとか。何か議会と行政のものが混ざっているような気がしますが、それに対しては何か感じる、どういうふうな感じで思っているかあれですか。3番の学生と行政が協力し立案された政策を実現する、これについては。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 まず、今の質疑は非常に難しく、一個人のもう答弁になるような気がするのですが、組織としての回答と見られるとどうかなとちょっと気にはなります。どちらかと言うと、もう政策、いわゆる組織としての市長の政策でこういうふうにしてほしいとか何かがあれば、職員はそれに向けて動くというところもございますので、あくまでもこの陳情者が宜野湾市議会に出しているというところの趣旨というのは陳情者しか知らないの、この陳情の理由をどう酌み取るかというのは、なかなかこれだけで私たちが想像して答弁するのは非常に難しいところがございますので、その辺はちょっと御理解していただきたいです。あくまでも一個人の話であれば別にいいのですけれども、こういう会議体なので、ちょっとこういう質疑に対する答弁は差し控えたいと思いますので、よろしくお願いします。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 では、教育委員会にお聞きしたいのは、これは学生委員会に対する陳情者は予算の付与をしてほしいというわけでありまして、そこはやっぱなかなか難しい話だろうと私自身は感じているのですが、例えば学校単位でもいいですし学生単位でもいいですし、そういった何か全体で会議を開いてそういった政策をつくっていききたいという何か催物でもいいのですが、学生議会という名前でもいいのですが、それをやった場合に、何か補助制度というみたいなものというのは、教育委員会として何かお持ちなのか。例えば予算を付与してくれと言っているの、そこまではいかないにしろ、そういった一定程度の協議体をつくって、何かこういった行政への政策として何か実行したいという、提言をしたいという会議体が開かれた場合に、何か補助する制度というのは何かお持ちなのかなと。

○石川慶 委員長 指導部次長。

○指導部次長 平安座委員の御質疑にお答えいたします。まずは、子ども議会ではございませんが、毎年、中学生スクールサミットというところでは実施しておりまして、この間もタイムスのほうでも大きく掲載されているものでございますが、趣旨としては明るい未来、持続的な発展と未来ある学校づくりや生徒同士の豊かな人間関係づくりを育てるということで、社会福祉センターで4中学校の生徒会を中心に集まって意見交換等をしてございます。その中で各校の実践報告、取組であったりとか、全体交流として参加した人数をグループ分けしていろいろな意見交換等をしながら、最後にはその実施の発表であったり、その発表に対してまた質問に答えたりとか、子供たち同士がそういった日頃学校で感じていることとか、そういったところを意見交換をする場を持ってございます。

ただ、こういったところで予算を付与して何らかの形の事業を実現するというような形の内容というところはないのですが、このスクールサミットという形で、学校だけではなく4中学校で話し合う場は持ってご

ざいます。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 では、例えば今、4中学校でやっているということなのですから、宜野湾市でも多分若者を集めてこういったことをやりたいという意味合いなのですが、それを広げていくということは可能なのですか。例えばこれは今中学校だけではなく高校生、あるいは20歳までの方々まで広げていくということは、今後可能性としてはできないことはないのでしょうか。それができるのであれば、ある意味、この陳情者の方が言っているこのものが開かれ、代わりになるものとして活用できるのではないかなという思いがあるのですけれども。

○石川慶 委員長 指導部次長。

○指導部次長 平安座委員の御質疑にお答えいたします。この陳情者の意見の中にも、過去には、2019年に県議会のほうで高校生議会を開かれたということで、やはり宜野湾市教育委員会の所管としては、小中学校が所管になってございますので、なかなかこの方向性とかなんとかというところで接点がない部分がございますので、うちの指導部としてはですね。なので、そこを拡充して開催する予定はございません。

あと、今回、この趣旨自体ちょっと調べてみると、やはり政策提言をしていくというところで、子供たちに対してこの機会を学ばせるではなくて、手段として政策をする形のように見えますので、そういった内容からすると、指導部の範疇を超えているかなというふうに理解してございます。

○石川慶 委員長 ほかに質疑のある方。よろしいですか。プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 新城市に問合せをしたことあるのですけれども、新城市の場合は、市長がやろうということで1,000万円絞り出し予算をつけたみたいですが、担当の部署もどんどん変わっていったみたいです。その内容に合わせているのか、発展の中で。という形で、宜野湾市教育委員会でもなく、ほかの部署でも担当というのはできるのではないかと。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 お答えいたします。例えばこの陳情、宜野湾市でもこのような事業をスタートさせるといったときには、今回、私総務が来ていますけれども、どこかの部署で業務を遂行、進めないといけないとなりますと、どこが担当するかというのは全体で協議して行って、教育委員会に限らずほかの部署でもどこがその事業の所管になったほうがいいのかというのは協議はいたしますので、実際にまだ今、宜野湾市ではそういう所管も定められていないので、そういう場合は総務が一旦は受けるというのが所管のものがあるので、私が今出席はしていますので、実際に決まった場合、やるというふうに方向性が本市としてなっていくときには、どこが所管するという協議は実際には起こりますので、そのときにはどこがやるというのを全体で協議する部分かなとは思っています。

○石川慶 委員長 ほかに質疑のある方。よろしいでしょうか。

(「進行」という者あり)

○石川慶 委員長 では、質疑もないようですので、審査中の陳情第18号については、質疑の段階で継続審査にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○石川慶 委員長 休憩いたします。（午後2時23分）

○石川慶 委員長 再開いたします。（午後2時26分）

【議題】

請願第 6号 米軍機の保育・教育施設の上の飛行中止を求める請願

○石川慶 委員長 次に、請願第6号 米軍機の保育・教育施設の上の飛行中止を求める請願を議題といたします。

今回の請願第6号の趣旨は、1、子供たちが過ごす時間帯における保育・教育施設上の米軍機飛行を中止してくださいとの内容となっております。

それでは、紹介議員であります桃原功議員、請願内容等について説明をお願いいたします。それでは、桃原功議員、お願いいたします。

○桃原功 紹介議員 皆様、こんにちは。今提案されました請願第6号 米軍機の保育・教育施設の上の飛行中止を求める請願について説明していくのですが、大変中身が多くて、最初に請願の趣旨、そして請願、参考資料があるので、これ全て読み上げますと大変な時間がかかりますので、要約で説明してよろしいでしょうか。

（「はい」という者あり）

○桃原功 紹介議員 では、請願の趣旨から説明をしてみたいです。読み上げをしてみたいです。

タイトルは、米軍機の保育・教育施設の上の飛行中止を求める請願。請願の趣旨、子供たちが過ごす時間帯における保育・教育施設上の米軍機飛行を中止してください。

1つ目に、沖縄県宜野湾市の子供たちが現在WHOの規定をはるかに上回る騒音の中で過ごしている現状を真摯に受け止め、誠意ある対応を求めます。今この瞬間も子供たちが成長しており、米軍は飛行の約束を守らず、憲法前文の「平和のうちに生存する権利」、子供の権利条約における「成長、発達の権利」、「学ぶ権利」を日々侵害し続けています。このような状況をこれ以上放置することは許されません。日本政府に対し、最終的には外交努力を含め毅然とした態度で保育・教育施設上の米軍機の飛行を即中止するよう求めてください。

2つ目に、日米協定の中で、多分日米地位協定だと思います。日米協定の中で、可能な限り飛ばないと定められる内容は、飛ばないという文言に迅速に改定し、米軍が改定した規則を遵守するよう強く求めてください。

続いて、請願の理由ですが、これもちよっと2ページにまたがるのですが、大分時間がかかりますけれども、読み上げてもよろしいですけれども……

○石川慶 委員長 概略で説明できるものは。

○桃原功 紹介議員 概略ではまとめていないのですが……

○平安座武志 委員 これ全部読んでもらうのもあれだと、個人で多分読んでいますので。

○石川慶 委員長 皆さん、確認していますか。よろしいですか。

○平安座武志 委員 ある程度ちょっと聞きたい部分を答えてもらったほうがいいのではないですか。

○石川慶 委員長 紹介議員の桃原功議員、今そのように内容等はもう皆さん読んでいるはずですので、あとは質疑の中で答えてもらえればよろしいのかということでありますので、進めていきましょうね。よろしいですね。

それでは、委員の皆様、質疑がありましたら挙手にてお願いをいたします。ありませんか。プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 すみません。マーストリヒト・ガイドライン……

○桃原功 紹介議員 どこ、何ページの何行目。

○プリティ宮城ちえ 委員 桃原功議員が読んだところを1ページとすると、3ページ。

○桃原功 紹介議員 上から5行目。マーストリヒトガイドライン、1998年のことですか。

○石川慶 委員長 桃原功議員。

○桃原功 紹介議員 すみません。調べていないのでお答えできませんけれども、多分これマーストリヒトという地名なのか、あるいはマーストリヒトという人物あたりが、この騒音のガイドライン等を1998年に設定されたのではないのかなと、あくまでもこれ推察ですけども、すみません、調べてございません。以上です。

○石川慶 委員長 ほかに質疑のある方。平安座武志委員。

○平安座武志 委員 桃原議員、ちょっと確認したいのですけれども、請願の趣旨を読むと、これは日本政府に毅然とした態度で米軍機の飛行を即中止を求めてくださいとあるので、多分日本政府に何か意見とかを出してくれという趣旨だと思います。まず、聞きたいのですけれども、これ米軍機の飛行を即中止するよう求めてくださいという、この方、桃原議員が紹介議員になっているので、お知り合いの方かなと思うのですが、即中止してくださいと求めているということは、ある意味、これは日米安保に関わってくる問題で、普天間飛行場が今あるということは、ある意味、飛ばないで即中止してくださいということは、もう普天間を運用停止する以外多分できないことだと私は思っているのですけれども、それを求めてくださいと最終的には理解していい請願だと思っていいですか。

○石川慶 委員長 桃原功議員。

○桃原功 紹介議員 どこでしたっけ。

○平安座武志 委員 請願の趣旨のところ、毅然とした態度で保育施設、教育施設上の米軍機の飛行を即中止するよということなので、最終的には、ですから普天間飛行場を使わない、要するに運用停止等をしていない限り、この飛行機を飛ばす即中止というのは起こらないということなので、そういう意味で捉えていいのかなという、要するに普天間を即時運用停止しなさいという大きな意味合いの請願だと思っていいのかなと。

○石川慶 委員長 桃原功議員。

○桃原功 紹介議員 平安座委員の質疑にお答えします。おっしゃるとおりヘリとか、あるいは戦闘機とかという区別なく、米軍機の飛行を即中止するよう求めてくださいという記述なので、平安座委員がおっしゃるように、もう運用を止めるという認識でも合致するのかなと思うのですけれども、全てとは書いていませんけれども、米軍機の飛行中止というふうな書き方がございます。この方の本意というのは、書面でしか受け取っていませんので、口頭で今の質問を私もできてはいないのでけれども、そのような理解になってもい

いと思います。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 分かりました。長い文なのでどういう意味合いなのかなという意味で確認をさせていただきましたけれども、ある意味、日米安保の中で基地の提供が認められている現状で、即停止してくれというのが日本政府だけに求めてもできるものではないのかなと、日米安保というのは国と国とのほうで行われている安全保障条約でありますので、今、そう思ってもいいという回答が得られましたので、そう理解はします。ある意味、即運用停止をなさいと、ある意味日米安保を破棄なさいという意味合いにも広がっていくものの請願なのかなという理解はいたしました。以上です。

○石川慶 委員長 桃原功議員。

○桃原功 紹介議員 補足というか、参考にしていただきたいのですが、頭のページの冒頭にWHO世界保健機構の規定をはるかに上回る騒音の中で、宜野湾市の子供たちは生活をしていると、WHO規定をはるかに上回る騒音の中で過ごしているという点と、次のページの、段落で言うと2段目、行で言うと10行ぐらいに、さらに注目すべきことは、米軍の環境保護庁EPAというのがあるのですが、このEPAは、ハワイのハワイ・カネオヘベイ海兵隊基地のオスプレイの配備に伴い、朝8時から午後3時までは騒音の平均デシベルを45デシベル以下にするという厳格な基準を適用するように環境庁が米軍に対して求めている。こういったことを鑑みて、日本政府も米軍に対して主張してほしい、要求してほしいということだと私は理解しております。補足です。以上です。

○石川慶 委員長 よろしいですか。

○平安座武志 委員 先ほど確認したので、私なりに理解しています。

○石川慶 委員長 ちょっと休憩にしましょう。（午後2時38分）

○石川慶 委員長 再開いたします。（午後2時41分）

○石川慶 委員長 桃原功議員。

○桃原功 紹介議員 非常に御本人の意思というのが確認はできていない中で、私が軽々にちょっと自分のことを話しましたが、保育・教育施設の上を即飛ぶなということは、今全ての機種を運用停止ということには当たらないというふうになると思いますので、先ほどの発言というのはちょっと訂正をお願いしたいのと、これは保育と教育の施設の上を即飛ぶなということでしか捉えられないので、その施設以外は飛んでも致し方ないという捉え方もできると思うので、運用停止ではちょっと違うということで訂正をさせていただきます。

○石川慶 委員長 ほかに質疑のある方。我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 この請願が出されていますけれども、宜野湾市、あるいは近隣の市町村にお住まいの方々にとっては、これに関しては本当にもう普天間飛行場が運用されてからずっと思っていることだと思うのですよね。中には嘉手納飛行場周辺の皆さんのことも記されているのですが、もう70年近くもこういう形で使用されていて、少し鈍感になっている方もいらっしゃると思うのですが、やはりこの請願の中に一番あるように、事細かに被害の状況を国内外を通して調べてあるわけですので、やはり子供たちの教育

上も被害というのが形にしては表れていないですけども、これからでもいいですから、そういった形の飛行中止の請願をまずやってから、さらに強い調子でやはり飛行をさせないような方向で、やっぱり市民の皆さんが願っているような形に持っていくためには、どうしてもこの請願を出さないといけないと思うのですけれども、どうでしょうか。その目的としては、やはり宜野湾市議会でもこれを採択というんですか、やっていただいて、強いアピールをして、これからでもその飛行をさせないような方向に持っていこうという趣旨の請願出されているのでしょうか。

○石川慶 委員長 桃原功議員。

○桃原功 紹介議員 おっしゃるとおりだと思います。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 そういうことであれば、この中の資料が大分ありますので、しっかりとした形でこれを行ったほうが私もいいと思うのですけれども、私もこの普天間飛行場に対してはいろいろ質疑、質問しているのですけれども、可能な限り飛ばさないということについて、趣旨のところですよ。これは日米地域協定という読替えをしたのですけれども、その改定の要望というのも出すようなこの文言なんでしょうか、この請願書の趣旨の②ですね。これについては、いいですか読み上げしなくても。

○石川慶 委員長 桃原功議員。

○桃原功 紹介議員 ポツの2つ目の日米協定以下なのですけれども、これ地位が抜けていて、多分日米地位協定だと思うのですけれども、その中にやはり可能な限り飛ばないというのを可能な限りを取り除いて飛ばないという文言に日米地位協定を改定してほしいと、それを求めてくださいと、日本政府に対して、要は日本政府はまた米軍に対して求めてくださいということだと理解しております。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 理由が書かれていますので、それについて中身は本当にこれまで被害を受けてきた市民として承知していますので、それ以上説明は求めないのですけれども、ぜひともこの請願が活かされるようにお願いします。以上です。

○石川慶 委員長 ほかに質疑のある方。伊波一男委員。

○伊波一男 委員 では、桃原議員にお聞きをします。米軍機の保育・教育施設上の飛行中止を求めるということは、もちろん賛成であります。ちょっと確認したいのは、この請願は、知っている限りでいいのですが、これは県議会にも出ているものでしょうか。なぜかと言うと、県知事も一緒に動いてもらわないといけないことになるものと理解します。逆に言えば、地域の市町村にもやっぱり低空でその市町村の上も通ってくるのです。宜野湾市を飛んであとは知りませんということではないと思いますので、これには宜野湾市の子供たちが書いてはありますが、やっぱり進入度によっては両方あるので、地域にもこれはこれ以上の請願が出ているということを何か情報とかお持ちでしょうか。

○石川慶 委員長 桃原功議員。

○桃原功 紹介議員 県議会にも提出はされたかどうかという御提案かと思います。ありがとうございます。確認したところ、宜野湾市議会に請願書を出したタイミングで県議会にも提出はしたいということは確認は取れています。以上です。

○石川慶 委員長 ほかに質疑のある方。よろしいですか。プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 私も今伊波委員がおっしゃったように、やっぱり県も他市町村も協力してやるために、まず宜野湾市が前向きに採択をしたらいいのではないかなと思います。お母さんたちの何か必死の思いがあふれていて、みんなでひとつひとつ読んで真剣に……

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員、質疑ですので、思いを語る場ではありませんから、中身について確認とかその辺をお願いします。

○プリティ宮城ちえ 委員 賛成します。

○石川慶 委員長 ほかに質疑のある方。よろしいですか。

(「進行」という者あり)

○石川慶 委員長 休憩いたします。(午後2時46分)

○石川慶 委員長 再開いたします。(午後2時53分)

○石川慶 委員長 審査中の請願第6号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

【議題】

陳情第11号 日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情

○石川慶 委員長 では次に、陳情第11号 日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情を議題といたします。

審査中の陳情第11号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○石川慶 委員長 休憩いたします。(午後2時56分)

○石川慶 委員長 再開いたします。(午後2時56分)

【議題】

請願第2号 沖縄本島南部土砂採取計画の撤回を国に要請することを求める請願

○石川慶 委員長 次に、請願第2号 沖縄本島南部土砂採取計画の撤回を国に要請することを求める請願を議題といたします。

○石川慶 委員長 休憩いたします。(午後2時57分)

○石川慶 委員長 再開いたします。(午後3時23分)

○石川慶 委員長 審査中の請願第2号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○石川慶 委員長 休憩いたします。(午後3時25分)

○石川慶 委員長 再開いたします。(午後3時42分)

○石川慶 委員長 本日の会議はこの程度にとどめ、次の委員会は9月15日午前10時から会議を開きます。本日はこれにて散会いたします。皆様御苦労さまでした。

(散会時刻 午後3時42分)

総務常任委員会会議録

○開催年月日 令和5年9月15日（金） 3日目

午前10時01分 開議

午前11時32分 閉会

○場 所 第3常任委員会室

○出席委員（9名）

委員長	石川 慶
委員	宮城 克
委員	桃原 功
委員	プリティ宮城ちえ
委員	上里 広幸

副委員長	知念 秀明
委員	平安座 武志
委員	伊波 一男
委員	我如古 盛英

○欠席委員（1名）

委員	上地 安之
----	-------

○説明員（17名）

総務部次長	多和田 眞満
企画部次長	伊佐 真
財政課長	比嘉 隼也
市民経済部次長	新垣 育子
市民協働課長	喜友名 和佳子
観光スポーツ課長	外間 理子
福祉担当次長	島袋 喜美恵
子育て支援課長	山城 隼人
介護長寿担当主幹	志良堂 孝

防災危機管理室長	本永 貴也
企画政策担当主幹	小橋川 陽介
デジタル推進課長	金城 広郁
産業政策課長	宮城 恵美
農林水産係長	勝連 邦明
こども政策担当次長	浜里 郁子
児童家庭課長	玉代 勢桂
健康推進部次長	米須 之訓

○議会事務局職員出席者 大城 拓也

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

議案第48号 令和5年度宜野湾市一般会計補正予算（第4号）

認定第1号 令和4年度宜野湾市一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第48号 令和5年度宜野湾市一般会計補正予算（第4号）

議案第55号 宜野湾市税条例の一部を改正する条例について

議案第58号 宜野湾市火災予防条例の一部を改正する条例について

議案第60号 高規格救急自動車購入に係る物品の取得について

認定第1号 令和4年度宜野湾市一般会計歳入歳出決算の認定について

陳情第11号 日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く
空・水・土の安全の保障を求める陳情

陳情第12号 公契約条例の制定を求める陳情

陳情第18号 学生議会開催について

請願第2号 沖縄本島南部土砂採取計画の撤回を国に要請することを求める請願

請願第6号 米軍機の保育・教育施設の上の飛行中止を求める請願

第452回宜野湾市議会定例会（総務常任委員会）

令和5年9月15日（金）第3日目

○石川慶 委員長 皆さん、おはようございます。ただいまから総務常任委員会の第3日目の会議を開きます。
これより議事に入ります。

（開議時刻 午前10時01分）

【議題】

議案第48号 令和5年度宜野湾市一般会計補正予算（第4号）

○石川慶 委員長 継続審査となっております議案第48号 令和5年度宜野湾市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本件に対する質疑を許します。

本日は、さきの委員会で決定いたしましたとおり、次の項目について質疑を実施してまいりたいと思います。1、予算書57ページ、14款1項1目予備費。2、予算全体、インボイス制度関連の予算が今回の補正予算に含まれているか否かについて。3、予算書23ページ、21款4項5目、保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特別事業補助金返還金（施設）。4、予算書45ページ、6款1項3目、01、産業まつり支援事業。5、予算書26ページ、2款1項1目、02、市民生活事務運営費。6、予算書34ページ、3款1項3目、02、老人福祉センター管理運営事業。以上6件について質疑を行うことに決定しております。

それでは、質疑を行ってまいりたいと思います。

質疑がありましたら挙手にてお願いいたします。

まず初めに、1番目の予算書57ページ、14款1項1目予備費から質疑を行ってまいります。

それでは、質疑のある方は挙手にてお願いいたします。桃原功委員。

○桃原功 委員 おはようございます。よろしく願いいたします。予備費についてお尋ねする前に、その予備費の執行状況について、両面刷りで新たな資料が提出されましたので、細かな資料ありがとうございます。この資料のほうから少し質疑をしますけれども、3ページと書いてある資料番号の表のページの表の中の下から5段目の表の内容です。これ退職手当なのですけれども、退職手当が323万3,000円、理由は退職1名に伴いとあるのですけれども、これは退職積立基金からの充当ではなくて、予備費からの充当という理由をお尋ねしたいのです。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 本来、退職の予算をつけるときには、定年の方が分かっているならば、そのように当初予算では対応いたすのですが、これ基金からという、しっかりと予算化するというところで対応はいつもしていますが、今回は途中退職ということで、緊急的に対応するという事で予備費から、これは毎年度、予備費で対応しておりますので、同じようにやっておりますので、この辺は違うやり方ではないということです。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 分かりました。イレギュラーのときにはこういうふうに予備費でも対応ができるという認識でいいですね。

（「はい」という者あり）

○**桃原功 委員** 金額が300万ということで、これも少額に感じるのだけれども、その理由は何ですか。

○**石川慶 委員長** 総務部次長。

○**総務部次長** 退職者の退職手当そのものなのですから、当然、この退職者の勤務年数とか、そういったのによって計算して出していきますので、個人的な手当関係なので、この人がどういった方でどれぐらいのというのではなくて、しっかりと勤務年数等計算して出している退職金ということで御理解ください。

○**石川慶 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** この質疑をする前の私の個人的な推察は、基金からは本来出すべきもので、足りない部分を補填したのかなと考えられたのですけれども、それはいいです。ありがとうございました。

あと、ここに書いてあるのが、予備費の総額が2,825万4,000円ですよね。もう一つ、細かく明細表の中には、主に台風に関連した対応ということで記されているのですけれども、あの2,800万円というのは、もうこれで全てですか、項目的には。まだこれに記載していないのはもうないということで理解してよろしいですか。というのは、台風対策以外、いろいろPCR検査会場の設営とかマリン支援センターの空調の修繕とか全て書いてあると思うのですけれども、道路行政の部分で完結できなかったものというふうになんとなく見聞きもしている情報もあるので、その対応というのはもう予備費の対応はしていないということで理解してよろしいですか。

○**石川慶 委員長** 財政課長。

○**財政課長** 桃原委員の御質疑にお答えいたします。資料で御説明をさせていただきたいと思います。こちら予備費の執行状況、行われたものです。令和5年の執行状況になっておりまして、裏のほうが合計になってございます。予備費の額、途中で補正2号、3号で少し増額しておりますので、予算額は6,400万円程度ということです。そこから充用額として、今まで予備費からそれぞれの事業へ充てた金額というのがここ充用額の合計になっておりまして、これが3,700万円、4月からここに記載しております9月7日まで、予備費を使ったという、予備費を充用した、ほかの事業に充当した金額の合計が3,700万円ということになりまして、一番右の9月末現在の予備費残高が2,702万2,000円となっております。

先日の委員会のほうでお話をさせていただきました台風6号の対応で、かなりの被害がありまして、また対応にも長時間かかりましたので、人件費と、さらには施設の修繕等もこれからかかってくるだろうということで、その辺の合計が1,500万円程度かかってくるのではないかと、今まだ積算中でございますので、少なくとも1,500万円程度かかってくる見込みでございます。そうすると、そういったことを考えると、今、予備費のほうで2,700万円の残高でございますので、1,500万円使うと1,200万円しか残っていないことになります。そうすると、そのときに、今後、また台風がもしかするとあるかもしれないということで、今後の対応、もしくはその他の予備の充用もあるかもしれないということで、そういったことを考えますと、9月補正後の段階で4,000万円程度、これ例年、やはり9月補正後4,000万円以上確保はさせていただいているところでございますので、今回も4,000万円をめどに残高のほうを確保したいということがございますので、それで今残高が2,700万円、それから台風関係で1,500万円程度使う見込みがありますので、1,200万円に減ってしまいますので、そこに2,800万円程度増とさせていただいて4,000万円の残高を今後の対応のために確保させていただきたいということの補正予算でございます。

○**石川慶 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 私が問うているのは、資料番号の5番で出てきた支出の明細、資料番号5番で、今回出てき

た3番という資料に記されている件名、これ以外にかかった項目というのはないですかというのを問うているのですけれども、もうこれで全てということであれば、それで答弁切ってください。もうこれだけだということですのでよろしいのですか。

○石川慶 委員長 防災危機管理室長。

○防災危機管理室長 皆さん、おはようございます。防災危機管理室の本永です。今、予備費の件で、もうこれ以上ないかということなのですから、今日お配りしました桃原功委員本会議要求資料で、災害救助法に関する資料ペーパー1枚御用意……

○桃原功 委員 カラー刷りのやつ。

○防災危機管理室長 はい、そうです。皆さん御存じのとおり、この台風第6号の接近に伴って、沖縄県が災害救助法を適用しています。その適用したことによりまして、我々は、県から救助の委任を受けて、避難所設置だったり給水だったり、あとは住宅の応急修理ということをやっています。こういった災害救助に関する費用は、この予備費の中にまだ計上されていないものなので、今後入ってきます。ただ、この費用については、災害救助法は国と県が費用負担するものですから、後ほど、予備費で一旦支出はするのですけれども、事後充当がされるということです。ただ、これは沖縄県全体で災害救助法適用しているものですから、地域によっては、実際に被災している箇所多い自治体があるので、もう僕たちが終了したからすぐお金が入るかということではないです。ある一定程度期間を置いて、全体的にもう落ちついたねというのが分かれば、そこからまた国に申請していったということになりますので、そういう形で災害救助に関する費用については、また予備費のほうで支出する分があるということで御理解いただければと思います。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 この資料以外の項目がないということで確認できましたので、以上です。

○石川慶 委員長 ほかに予備費について質疑のある方。上里広幸委員。

○上里広幸 委員 よろしくお願いいたします。同じ予備費の中から、この予算の前に、今、資料いただいた支出のほうから確認させていただきます。今、課長からの説明あったとおり、予備費の残高が最終的に2,700万円程度になっていて、今回予算で、補正予算で上がってきているのが2,800万円程度、最終的に今後を見込んで5,000万円程度予備費を確保していくということで、この2,800万円という数字が出てきているのか、その辺ちょっと説明をお願いいたします。。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 上里委員の御質疑にお答えいたします。先ほどもちょっと御説明しましたが、こちらの資料の裏面の合計欄のほうなのですが、予算額から充用額の合計を差し引いた額が2,700万円程度ということになっております。先ほど御説明差し上げました台風の被害等による今後の予備費の執行見込額が1,500万円以上するだろうということですので、今現在の残高から差し引きますと1,200万円程度まで残高のほうが落ちてしまうことになるのですが、9月補正の時期は、まだ台風時期となりますので、今後の台風に発生見込んで、対応がしっかりできるように4,000万円程度以上は確保させていただいているところでございますので、そこを見込んでの補正です。残りの端数は今回補正の財源調整ということで、端数のほうは調整させていただいております。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 財源調整の件については、市の予算のほうで確認しております。財源調整のほうに充てて

も大丈夫だよという理由も聞いておるのですけれども、例年と少し違うのが、今4回目の補正なのですから、例年6月、7月とかはあまり予備費の動きがない。私たちも補正3号までは承認して、今これ執行しているという状況でございますので、その執行状況の中で、緊急事態のなかで対応していかないといけないということでやったと思うのですけれども、大きな金額を御説明していただきたいのですけれども、この執行状況裏面の7月13日の宜野湾マリン支援センターについて、その辺少しお話聞かせてください。

○石川慶 委員長 観光スポーツ課長。

○観光スポーツ課長 上里委員の御質疑にお答えいたします。宜野湾マリン支援センター給水加圧ポンプユニット及び周辺設備、プールろ過ポンプ修繕のための687万1,000円の充用についてお答えいたします。こちらは、令和5年度に入り、当施設の給水停止等、プールのろ過ポンプのエラー表示が多く出るなどの異常が起り、メンテナンス業者の調査による結果、給水設備に大幅な修繕が必要であるということが判明したことによる予備費充用でございます。指定管理者による、前年、令和4年度までの施設メンテナンスにおいても、施設の運営に影響をもたらすような異常はなかったことから、当初予算で計上ということはちょっとしていなかったのですけれども、急遽修繕が必要なエラー表示がちょっと多く出るようになってしまいまして、施設の運営に不備が生じるという懸念が生じましたので、急遽な対応をさせていただきました。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 当初予算に組まなかった理由を今あえて質疑しました。夏は繁忙期であると思うので、緊急性だったと確認させていただきました。ありがとうございました。

次なののですけれども、予算書の57ページの2,800万円の今回補正額のほうが上がってきているのですけれども、1款から13款までの支出については、事業別で予算があって、支出する根拠があってされていると思います。毎回質疑させていただいてますけれども、この予備費について説明がないのは、どの事業にはつきり充てているというのが分からないということです。そこで、見込みを組んでいくと思うのですね。見込みをどう組んでいくかということ、例年とか状況を見て、今後充てるだろうというのを前年度とかの状況を見て見込んでいくと思うのです。その中で、前年のところはいいのですけれども、今回の第4回目の補正のあたりで、9,200万円程度の増額をしてきている。去年、大体7,000万円程度、2,000万円近く現段階プラスになって上がっています。これも支出の状況を確認しました。この先々さらに補正組むとなると、こういった理由でこの2,800万円が決まったのかなということなのです。私見えてこないの、今質疑しているのですけれども、ある程度の秋口の台風とか、そういった理由は分かるのですけれども、皆さんから資料をもらった5の中を見ると、ちょっと本会議場での部長の答弁でも、初日での皆さん方の答弁聞くと、どうなのかなと思ひまして、私整理つかないものですから質疑します。

この資料の中で460万円というのは、行政職員と消防職員の支出があります。先ほど説明あったのですけれども、それプラス積算中のがありますよね。そのまず上の行政職員についてはあるのですけれども、前回の初日の課長の答弁では、ここ全て災害のほうに充てていきますとあったのですけれども、部長の答弁は別に200万円程度崩して、理解しているのです。数値見ると400万円、その辺説明をお願いします。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 上里委員の御質疑にお答えいたします。今の御質疑は、部長答弁に伴ってといったところの人員費との乖離というか、そういったところの御質疑だと理解いたしますが、そこについては、災害救助法適用の範囲自体がちょっとまだ精査中で、防災危機管理室のほうを中心に確認しているところでさぐりさぐり

行っているところであります。その理解、その当時の答弁の理解としては、避難所の設営に関する部分の行政職員時間外勤務手当、あと特殊勤務手当の部分については、確実に災害救助法の適用になるだろうということで、それで200万円ということで答弁させていただいてところでございますが、防災のほうで内閣府からの資料を読み込んでいくと、その他そういった災害救助に当たる事務費のほうの消防職員についても事務費のほうを人件費については対象になるということでございますので、ここに記載させていただいているものは、全て適用になるのではないかと今把握しているところでございます。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 この資料のとおり、説明あったとおり460万円が、この資料のとおりで見込まれるということによろしいのですか。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 そうです。466万9,000円にまた加えて、この消防職員の時間外勤務手当を積算中ということで、少し今調整が続いていますので、ここも加えた額が対象になってございます。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 ありがとうございます。では次に、この資料から、公共施設の被害状況について、ただいま積算中ですと、台風終わったばかりですので、あるのですけれども、この内容を確認してみると、こういうのも自治会であったり教育施設等様々あるのですけれども、教育施設に関しては前もって予算というのは仕込まれていっていると思うのです。台風災害時とかそういったときにも備える、各担当で予算のほうを確保していると思うのですけれども、今回、これが上がっているその理由を伺います。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 御質疑にお答えいたします。こちらの資料については、予備費が想定されるものとして人件費と公共施設の被害状況を記載をさせていただいてところでございますが、ご指摘のとおり市内の小中学校については、当初予算である程度修繕費等計上してございますので、そのため可能な限り予算の範囲での修繕は当初予算の範囲で行うということで、今調整中でございます。そのためこの表下段のところ、上記案件のうち一部については財源調整中ということで記載をさせていただいております。このうちには全てが、予備費の更正はありますけれども、全て予備費に入れないかということそうではありません。今調整中の件もございますという意味で、この記載をさせていただいてございます。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 ありがとうございます。

最後に確認なのですが、この予備費の支出というのは、あくまで議会承認、根拠等がないと思うのです、積算基準とか、そういったものが。あくまで災害等に利用していくものなので、慎重に皆さんも担当課で積算していると思うのですが、この執行状況を見ても、予算残高が4,000万円を切った段階で4,000万円を確保していくのではないかなと推測しているのですけれども、最後の確認ですけれども、この9月の段階まで、今回補正予算までで4,000万円確保したい、根拠とかないの。皆さんの確保したい理由というのを最後にお聞かせください。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 それでは、御質疑にお答えいたします。9月補正までに4,000万円程度の費用を確保したいということについてなのですが、過去の事例でございますが、先ほど申し上げたとおり、今後の台風の発生に対

応するためのものということで御説明さしあげておりますが、例えば平成30年度の実績なのですが、大きい台風が2回、7月と9月の末から10月頭にかけて台風被害が出ておりますが、9月末から10月にかけての台風の被害の後の修繕費というのが3,000万円程度かかっている状況でございます。こういった事例を考えますと、3,000万円、すぐに対応できるような予備費というのは必要だと思っておりますので、その他費用の充用等も考えて4,000万円程度確保しておく必要があるものと考えまして、この4,000万円程度は確保しておきたいということで、今回の補正を計上したという状況です。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 この予備費については、この執行状況を見ても、例えば子供たちの件とか、マリンスポーツセンターとかもあったり、要求があればじゃんじゃん使っていけるという項目ではないですよ。なので、最後財源調整等もあると思いますし、担当課で確保されている予算もあると思いますので、その辺も慎重に精査しながら事業を進めてください。以上です。

○石川慶 委員長 ほかに予備費について質疑のある方。我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 課長の答弁の中で、この時期、9月補正段階においては、予備費が4,000万円台はぜひ確保したいということですが、これはその年によって違うのでしょうか。大体皆さんのこれまでの答弁では、余裕を持って6,000万円台は確保しておきたいという答弁が以前あったような気がするのですが、この4,000万円台で大丈夫ですか、あと台風もこれから、来ないほうが一番いいのですが、そればかりは誰も分からないので、どういう形でその4,000万円台、財政事情によるものなのかどうか、あるのですか、十分に確保できないというのがあるのですか。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 我如古委員の御質疑にお答えいたします。今お話のありました6,000万円の数字については、当初予算での予備費の金額となっております。当初では6,000万円程度必要であるということで計上させていただいております。先ほど、繰り返しになりますが、9月末時点での4,000万円必要だというのは、秋口の台風、それに備えて、また過去の事例、大きな台風があったときの2,000～3,000万円の支出、こういったところを考慮して確保しておかなければいけないということもございます。台風シーズンが過ぎますと、12月補正予算からはこれ減額補正という形で考えてございます。例年そのような形で運用はさせていただいております。今回の今年度もそのような形になっていくのかなというふうに思います。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 4,000万円台という課長のほうから出しましたが、弱気なのかなと、いろんな財政調整基金とか、そういったものが今回何か昨年よりは低い水準で行っているのではないのかなということで、少し余裕があって、それが残高として残ればいいわけですので、非常事態あるいは台風対策等でいろんなが出てくる可能性もありますから、維持ができなくなったらという心配はしているのですが、4,000万円台で大丈夫ですか。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 御質疑にお答えいたします。予備費については、あくまでも年度途中における不測の事態による予算不足が生じた場合に対応するためのものがございますので、基本的には、この不足については議会の補正予算による補正というのを基本として考えてございます。ただ、その予備費の執行判断については、新たな支出について、迅速に措置をしないといけないものなのかなというところがまず1点ございます。そのの

判断と、あとどうしても年度途中で様々な事情の変更であったり、物価高の中でどうしても様々な予算が不足してくるところがあると考えておりますが、この補正の判断、予備費の判断というところでございますが、予算の不足に対して、補正予算全て組むという処については、ちょっと行政運営上の困難ということになってきますので、この不足する事案が市民に与える影響の度合いであったり金額の大きさ、こういったところも総合的に勘案させていただいて、補正予算を組むのか予備費を充当していくのかというところで判断は分かれると思います。全て予備費ではなくて、基本は、迅速性がない限りは補正予算での対応というところが基本的でございますので、そちらを考えております。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 12月補正もありますから、早急な質疑かもしれないのですが、しかし金額が少ないことになっていることは、答弁の中で分かっていますので、これでしっかり、またこの予備費で対応できる分だけ頑張ってもらいたいと思います。以上です。

○石川慶 委員長 ほかに予備費について質疑のある方。プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 前にも質疑したのですが、ちょっと予備費から出ている姉妹都市の件で…

○石川慶 委員長 それはまた別の案件ですよ。

○プリティ宮城ちえ 委員 了解です。すみません。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員、予備費はよろしいですか。

○プリティ宮城ちえ 委員 はい、すみません。

○石川慶 委員長 では、ほかに質疑のある方。

○桃原功 委員 委員長、お願いがあります。この補正予算の予備費の項目にあるのですが、日付が4月1日の日付を質疑してもいいのですか、せつくなので。日付が、要はこの3ページの4段目のマイナポイントに関連する支出なのですが、4月1日だけでも、もう資料出ているから質疑していいよね。

○石川慶 委員長 あくまで今一般会計補正予算（第4号）の……

○桃原功 委員 4号って書いてあるよ。

（「事業内容」という者あり）

○桃原功 委員 そうです。事業内容です。

○石川慶 委員長 当局は大丈夫なの。

○桃原功 委員 いいですか。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 ありがとうございます。この資料番号3番の4段目に、マイナポイント申込み期限の延長に伴いとあるのですが、これは10分の10、国からの支出ではないのですか、なぜ予備費からの流用になったかお尋ねしたいです。400万円。

○石川慶 委員長 デジタル推進課長。

○デジタル推進課長 ただいまの桃原功委員の件ですが、マイナポイントの延長がありまして、それで期限の延長に伴って、どうしても当初予算で間に合わないものがあつたものですから、今おっしゃったのは10分の10、これ入ってくるほうですよ。でも、出さないといけませんので、442万8,000円という形で充当しております。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 では、10分の10入ってきた分に対応しているという認識でいいのですね。要は充用額で442万円と記されているものですから、予備費イコール一般会計という認識だったのだけれども。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 御質疑にお答えいたします。10分の10という補助についてなのですが、これは歳入として、もちろん財源が後ほど入ってきます。歳出が急遽の対応でしたので、当初予算に歳出が組まれておりませんでしたので、支出ができなくなります。歳出が組まれておりませんでした。そのために予備費を充てて歳出を増額したということでございます。予算に組まれていなかったの、歳出を増額するために予備費から事業の需用費を増額したということでございます。補助金については、後ほど歳入で入ってきます。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 では、正しい使い方ということで理解していいのですね。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 一般財源の持ち出しということではなくて、後ほど歳入は必ず入ってくるというものでございます。

○桃原功 委員 了解しました。以上です。

○石川慶 委員長 ほかにありませんか。

(「進行」という者あり)

○石川慶 委員長 なければ、進めていきましょう。

では、次の質疑ですが、予算全体、インボイス制度関連の予算が今回の補正予算に含まれているか否かについてということであります。

質疑のある方。桃原功委員。

○桃原功 委員 報道などであるように、令和5年度の10月1日からインボイス制度がスタートすると思うのですが、この予算がどこ見ても探し切れないのです。もし計上されているのであれば、そこをお尋ねしたいのです。計上されていなければ、またその理由もお尋ねしたいのです。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 桃原委員の御質疑にお答えいたします。今回は補正第4号の中でインボイス制度に関連する経費は計上されておりません。というのは、宜野湾市としてインボイス制度に対応するために必要な事務というのが、それぞれの事業者から求められた際の請求書を出す際に、各課で必要事項、登録番号、宜野湾市として税務署に登録している登録番号で適応税率区分ごとの消費税の額を請求書に示して、それを事業者にお渡しするという事務でございますので、そこは各課でその様式を整えるだけということでございますので、経費はかかっておりません。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 では、皆さんはなくて、そういった対応はやるというのですよね。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 これに関してはもう各課で対応が可能ということで、それぞれの事務の中で様式を整えていただいているということになります。

○桃原功 委員 以上です。

○石川慶 委員長 では、次に進めていきましょう。

次、3つ目、予算書23ページ、21款4項5目、保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金返還金（施設）について質疑のある方お願いいたします。我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 資料をいただきましたので、保育士・幼稚園教諭等の処遇改善臨時特例事業ということで、資料の説明書来ているのですが、補正理由、その概要と、補正理由の中に、こういった補助金が年度をまたがって雑入として入ってくるということに関して、少し説明をいただければと思いますので、よろしくをお願いいたします。歳入のほうですね。ちょっと歳出は見えていないものですから、歳入のほうからお願いします。

○石川慶 委員長 子育て支援課長。

○子育て支援課長 子育て支援課、山城と申します。我如古委員の御質疑にお答えいたします。本事業は、令和3年度から令和4年度にまたがっているのですが、対象期間が令和4年2月から令和4年9月まで、令和3年度の2か月間と令和4年度の6か月間、ちょっと時期が中途半端な時期になっていまして、その分まとめて実績報告が、令和5年6月にまとめて実績報告という形になっております。そういった意味から、令和3年度の分と令和4年度の分と実績額が、この令和5年6月の時点で確定したために、今回、その差額分、既に施設に対して払っている分を実績報告に基づいて返還してもらうというような内容になりますので、その年度をまたがっての返還というふうになっております。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 説明で分かりましたけれども、では歳入のほうで雑入に入った分だけ、今回、不用額というのですか、余った分というのですか、それをもう一度また返還するということで、その入ったものと出たものがここに記されているということでしょうか。

○石川慶 委員長 子育て支援課長。

○子育て支援課長 民間の保育士・幼稚園教諭の分と、公立に勤める保育士・幼稚園教諭の分両方含まれているのですが、この施設から返してもらう歳入の部分は、施設に対して既に払ったので返してもらう分です。歳出に含まれている金額というものが、民間から返してもらった額と、あと公立で余った分とプラスした金額を国に返すということになっております。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 前の年は、保育士の例えば就労改善ですから、当初その各保育所、あるいはこれにも含まれていることですので、その改善のために、市のほうから改善する人数とかそういった額をしっかりと申込みの中に入れたものからその交付金額は残ったという、余ったということになるのですか。全額交付ということではないのですか。

○石川慶 委員長 子育て支援課長。

○子育て支援課長 御質疑にお答えいたします。まず、この表の中で申請額というものがあるのですが、この金額は申請時点で児童の数に応じて各施設ごとに金額が算出されて申請されてきたものです。実は民間については、申請した額を例えば保育士が途中でやめたりとか未配置があったときには、その分をほかの職員に充てることができるというふうになっていまして、その返還額が少し少ないのですが、公立分に関しては、会計年度任用職員が該当するのですが、報酬額の改正を令和4年2月に行っているのですが、公立の場合はそういう条例、規則に基づいて決まった額を配置されている職員に支払うと

ということになるので、未配置の分は丸々余ってしまう、残ってしまうということになるので、ちょっと公立分が少し金額が大きい返還額になっております。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 そうですか。ルールに沿って幾ら処遇改善の事業としてもやっぱりルールはあるのですけれども、しかしそういった処遇改善ですから、最大限希望される部分にはやっぱり特例事業でもあるわけですから支給してほしいな、そういうのを余らすこと自体がやはりまだまだ保育士あるいは幼稚園教諭の処遇が今本当に低いと言われている中で、それは工夫して頑張っていけないといけないのではないのかなと思うのですけれども、それ以上の工夫はできないということで、返還金にもう決まったわけですか。

○石川慶 委員長 子育て支援課長。

○子育て支援課長 今、ちょっと説明が繰り返しになってしまうかもしれないのですけれども、民間のほうでは申請額一旦支払いするのですけれども、その分でもし職員が配置できなかったり、途中でやめたりした場合、金額が余ると思うのですけれども、その分は別の職員に柔軟に配分することができるというふうになっております。それでもちょっと払い切れなかった分が今回返してもらって150万円になっております。なので、払うことはできるのですけれども、施設によってはどうしても職員に分配できなかったというケースがありますので、その分は返ってきているという状況になっております。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 令和3年、令和4年にまたがっているのですけれども、それは毎年度の決算というのですか、そういった返還金、あるいは歳入に入ったりするのを1年ごとにできるのではないのですか。そこは2年にまたがると事務が煩雑にならないのですか。それに対しては大丈夫ですか。

○石川慶 委員長 子育て支援課長。

○子育て支援課長 この2番の財源のところの米印でも記載させてもらっているのですけれども、この補助金自体が令和4年2月から9月までの時限的な補助金になっていますので、今回限りですね、この事業に関しては。この括弧書きの部分にありますように、令和4年10月以降については、その分の職員に対して3%の上積みをしていくのですけれども、その分は公定価格の加算のほうに組み込まれていく形になりますので、この補助金という形ではなくて、公定価格の中で支払っていくという形にシフトしていくこととなります。

○石川慶 委員長 では、進めていきましょう。

続いて、予算書45ページ、6款1項3目、01、産業まつり支援事業について質疑をお願いいたします。我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 45ページです。昨年は盛大に産業まつりを開催していただいたのですけれども、今年度の当初予算が400万円、前年度はたしか500万円、いろんなコロナ禍も明けてということで記念事業的なものがある、金額は多かったのですけれども、今回、当初は400万円を計上したのに、また130万円の補正になったということは、これは実行委員会あるいはその産業まつりを実際に実行する側から要請等があったのか、あるいは当局とか担当部署がこれぐらいの金額は必要だろうということで補正を組んだのか、これの事情を少しお願いします。

○石川慶 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 御質疑にお答えいたします。昨年度500万円、実行委員会へ支出をしております。昨年度は市制施行60周年ということで、その記念事業として冠をつけて実施しましたので、増額して500万円の負担金

の支出をしておりました。今年度は例年どおりに戻るということで、当初予算では400万円の負担金を計上しております。今回、産業まつりですけれども、今年度は11月18日土曜日と19日日曜日の2日間予定しております。会場は海浜公園のほうで開催する予定でございましたけれども、この祭り開催の期間に、市立体育館の改修工事が予定されておまして、そのために、昨年度実施しましたのは体育館前の広場で行ったんですけれども、今回そこがその部分が使えないということで、海浜公園の駐車場をメイン会場として実施する予定となっております。ここで補正予算計上の理由でございますけれども、昨今の物価高騰や人件費の高騰などによりまして、この会場の設定や撤去費用、こちらは委託を出しておりますが、委託料が高騰する見込みとなっております。また、同様にこの物価高騰などによって電気工事費の増額も見込まれております。また、海浜公園の駐車場をメイン会場として祭りを開催していくのに、来場者の駐車場としまして隣の宜野湾港マリーナ、隣の隣ですけれども、宜野湾港マリーナの駐車場を300台ほど確保するための予算、それから会場が駐車場のほうになるために仮設トイレを設置する予定もございまして、その追加が必要になったことから、当初見込んでいたものより係る費用が発生しまして、その分を補正として計上させていただいております。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 分かりました。市立体育館が改修の工事に入るということで、その周辺が一切使えないということになる。その件に関しては、前年度では予想ができなかったということもあるのでしょうか。

○石川慶 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 体育館、海浜公園内の再整備計画というのは担当部署からお伺いはしていたところです。駐車場なども年次計画を立てて改修されておまして、体育館の件も当初予算計上時期までは把握はしていたのですが、その影響範囲といいますか、仮囲みする範囲とか、そういったものは当初予算の時期を過ぎた後に分かった部分もありまして、そういった工事の計画について再度確認をしていった上で、年度に入って把握したこともありますので、その辺で会場変更という決定をしております。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 昨年は、いろんな行事、事業があつて、コロナ禍も少し落ち着いたというところで盛大にやろうということになったと思うのですけれども、今年になって一段とまたコロナの感染というか、低くなってきているわけですので、いろんなものを正常に戻すという形になってきていますので、産業まつりもしっかりした市民のこれから頑張るぞという意気込みを示すためには、やはりきちんとやっていただきたいと思うのですけれども、今回、135万円増額するのですけれども、それで十分やっていけそうですか。

○石川慶 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 お答えいたします。昨年度、海浜公園を会場としまして実施しましたところ、2日間で約3万人、事務局としては来場されていたのではないかとというふうに発表させていただいており、恐らく今年度もそれ以上の人数がいらっしゃるのではないかとということで、それなりの対策取らないといけないというふうに考えているところです。予算に関しましても、本当にその場で増設が必要になるような状況、テントとか椅子などということも見込んでいかなければいけないというふうに考えておまして、精いっぱい削減できるところは、実行委員会の予算も削減をしながら、事業費などの削減をしながら、必要な予算は十分に確保していきたい、そのための負担金の増額もしながら、今年度はまた少し協賛金という取組も行いたいと思ひまして、事業者の企業の皆様に、安全安心な祭りを実施するためのということで、各種関係機関にも依頼をしてまいりたいと思っておりますので、そういった協賛金の確保をしながら実施はしていきたい

いなというふうに思っております。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 以上です。

○石川慶 委員長 この件についてはよろしいですね。

では、続けてまいります。5番目の予算書26ページ、2款1項1目、02、市民生活事務運営費について、質疑のある方は挙手をお願いいたします。プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 先日も質疑させていただいたのですが、またちょっと確認させていただきたいと思います。姉妹都市を海外や国内の中に持つというのは私も大賛成ですし、素晴らしいと思いますが、やっぱりお金は限られている。それでよく読んでみたのですが、やっぱりいま一度、目的がよくはつきりせずに、岩国市には行ったことないのでもっと調べてみたら、高齢化が進んでいて、その高齢化の課題を払拭するために、基地を活かした、そういう基地をビジネスチャンスにというプロジェクトがあったり、それから一番大きなお祭りがフレンドシップデーというのが20万人を呼ぶ岩国航空基地での戦闘機の展示とか、それからアクロバットのブルーインパレスのエアショーとか、そういうのが一番の目玉になっているということなのです。だから、私は、議員さんや市長さんが一生懸命なので、負担軽減ということなので、当初はもしかしてオスプレイを全部持っていつてくださるのかなと、もっとそのようにとても楽天的に考えてはみたのですが、向こうからのメリット、沖縄県にも何市かある中で、宜野湾市を選んで向こうが姉妹都市を結びたがっているということとか、向こうのメリット、こっちのメリットとか考えると、やっぱり私はまだ歴史的な背景がある東郷町の調査を、元ですね。宮崎県の日向市です。その辺とか、もう少し検討が必要ではないかと考えているのですが、どうでしょうか。

この前聞いたら調査費、在り方の調査研究する、岩国市との姉妹都市の、それに予算が取られていたと思いますが、岩国市に限らず全国をもう少し、前に姉妹都市だった東郷町も含めて、いろいろな状況の都市から調査していただくということもできますか。

○石川慶 委員長 市民協働課長。

○市民協働課長 市民協働課、喜友名と申します。プリティ宮城ちえ委員の御質疑にお答えいたします。姉妹都市が今本市においては、平成18年2月に東郷町が日向市に合併したことで解消されている状況の中、本市ではまだ姉妹都市のほうの一つもないということで、何か子供たちや異文化交流といいますか、そういったのも含めて何か本市と交流ができる姉妹都市がないかどうかを検討していきたいと考えております。

その中で、議員さんたちと岩国市さん、同じ共通の課題を抱えているかと思うのですが、そちらのほうでの交流をしているというのもありまして、それがきっかけにはなるのですが、岩国市のほうで本市と姉妹都市を結びたいという縁組の協定書が平成28年度に決議されております。その決議を本当に、そういったお声もあるものですから、岩国市というのはどういったまちであるかというものをまだ私たちも分からない状況でありますので、そういったのを、どういった交流ができるか、観光分野、それと産業分野、スポーツですとかそういった分野でいろいろ岩国市本市がどういった交流ができるのかということを調査するために、今回、岩国市へ行って視察をしてまいりたいと考えておりますので、すぐ提携ということではなくて、調査研究の段階です。どういう交流ができるかというのを考えていきたいと思っております。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 調査研究することはすごくいいことだと思うのです。ただ、いろんなところを調

査研究してほしいという思いがあります。

今、私が行ったことはないのですが、調べた範囲では、岩国市は海兵隊、米軍の基地と自衛隊を有効活用してまちを発展させていこうという目標が私には見えまして、普天間は危険だから早めに閉鎖しようというところで、ちょっと向かっているゴールというか、違うように感じまして、その辺もちょっと慎重にやっていただいて、あと市民の声とかいろんなものを含めて、1つではなくて多岐に調査していただきたいと思います。

○石川慶 委員長 市民協働課長。

○市民協働課長 御質疑にお答えいたします。基地が共通ということを見えておりますけれども、そういったことも含めて、そのほかで何かほかの民間レベルの交流ですとか、子供たちとスポーツの交流ですとか、そういったことを図って何か交流ができたかと考えております。

また、本市においては外国人の登録者数が、岩国市のほうは2,200名余り、本市は1,700名と、人口に関して同じ1.6から1.7%の割合で外国人住民の方がいらっしゃいます。なので、そういったことも含めて、市民協働は多文化、国際交流の活動もしておりますので、そういった外国人住民の方と国際交流ができるかどうか、そういったところも岩国市は進んでいると聞いておりますので、そういった多文化交流のほうもこういった方向性で進んでいるのかということも研究していきたいと思っております。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 多文化交流もすばらしいと思いますが、沖縄県で多文化交流というと、いつも米軍基地とかアメリカという感じですが、JICAとか琉球大学とか沖国大でもアフリカとかいろんなところから来ていますので、その多文化共生という場合は、そういう幅広い視点を持っていただけたらと思います。

○石川慶 委員長 市民協働課長。

○市民協働課長 御質疑にお答えいたします。どうしても多文化といいますと、英語圏内、米軍というイメージが強いと思いますが、今本市も東南アジアのフィリピンのほうとかマレーシアの外国人の方も多くいらっしゃいますので、そういった方たちと交流ができるように、また交流をどう進めていくかということもまた検討してまいりますので、あくまで米軍と意味ではなくて、そのほかの外国人の方も含めて交流をして、こういった交流ができるかということも研究してまいります。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 岩国市を調べたら、ほとんどが米軍に関するアメリカ人なのですよ、米軍。かえって沖縄県のほうがいろんなところからの、アジアも含めての多文化という意味では、宜野湾市のほうが多様性があるかと思います。以上です。よろしくお願いいたします。

○石川慶 委員長 ほかに質疑のある方。桃原功委員。

○桃原功 委員 よろしくお願ひいたします。タイトルが宜野湾市と岩国市との姉妹都市締結の検討に向けた実施方針とあるのですが、この姉妹都市には例えば友好都市とか、あるいは親善都市ですとかいろんな種類があると思うのですが、姉妹都市の印象は、例えば姉と妹になっているのですが、どういうふうになっているのですか。例えば友好都市だったら同等という印象があるのですが、あえて姉妹都市にしたという運びというのはどういう経緯なのでしょう。

○石川慶 委員長 市民協働課長。

○市民協働課長 桃原功委員の御質疑にお答えいたします。よく姉妹都市ですとか、おっしゃるように友好都市など言い方が様々あるかと思うのですが、特に決まった定義はなくて、例えば親善都市、姉妹都市というふうな言い方もあるのですが、この友好都市だけに関しては、中国と日本を結ぶときに使われる名称ということで友好都市を使っております。特に友好都市、姉妹都市で明らかに何か違いがあるということではございません。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 SDG sから関すると、性別のある姉妹ですとか、友好等が同等的な立場になるという印象が来るから、それを表現したほうがいいのではないのかなと個人的には思っているのですが、これは大した大きな問題ではないですけれども、本質に入っていきたいと思います。

例えば経緯の中で、ほとんど基地に関連するもの、最初の項目は、KC-130が普天間から岩国市に移駐したと、このKC-130というのは空中給油機なのです。オスプレイとのセッティングで空中で給油することだから、オスプレイも本来だったら、ここにあるよりは岩国に行ったほうがいいのかも、空中給油機と併用して使用するというのであればね。基地のことが多いわけですよ、経緯にしても。そうであれば、目的にも普天間基地の負担軽減も含めた、可能性も含めたというような書き方しないと、私は本質にちょっと欠けているのではないのかなと、ただ観光、今後調査研究するということなのでしょうけれども、その目的にも、だってこれ経緯見たらほとんど基地のことでしょう。最後のところなんか、沖縄基地負担軽減を考える議員有志の会に合わせて両市長が懇談したということであれば、本当はこの普天間基地の負担軽減というのも意思としてあるのだったら、目的にも書いたほうが市民には伝わりやすい。上っ面だけで親善と言っても、なかなか本当……KC-130も移駐したのだったらオスプレイも将来的にも頑張ったら移駐できるのではないのかというような市民は考えていると思うのです。そういう点で皆さんの見解を少し確認したいのですけれども、この資料が出てきているのでお尋ねしましたけれども、目的というのも基地負担軽減を含めた調査研究という書き方にすべきではないのかなと思っているのですけれども、いかがでしょうか。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 今回の予算計上した科目のほうも市民生活事務運営費のほうに計上させていただいております。この中では部内に係る旅費とか、そういったものをまとめた部内の必要な経費をこちらのほうに計上させていただいております。具体的な協定に向けた、事業化はまだ少し早いかなということで、こういった部内の旅費、まずは視察、その状況を見てくるという段階でそういった予算の計上もさせていただいて、まず目的のほうは、事業化を進める上で、また改めてどういった課題があって、どういうふうにして進めていこうかというところでまとめていきたいと考えておりました。

今回は、いろいろ議員の皆様からも市民の声としてこういった姉妹都市の提携に向けて強い要望もございまして、これまでも一般質問等でもございましたので、それに向けて、また岩国市のほうも宜野湾市との提携に向けてお話もございました。これを受けて、まずどういったところ、どういった課題があるか、どういった環境かというところをしっかりと行政の目で見て、そういった内容も含めて整理していきたいなと思っております。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 この経緯においては、最後の行に、宜野湾市基地負担軽減を考える議員有志の会というような会もあるわけですから、この会の方々がどういったことを決議、あるいは研究されているのかということ

も含めて、要は基地の負担軽減なのですよね、本質は。私そうだと思っているのです。KC-130が移駐したように、そういった意味ではぜひしっかり調査されてください。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 ありがとうございます。課題だけの共有ではなくてですね、文化交流とか親睦とか、そういった最後に基地負担軽減の課題等もみんなで共有できるような姉妹都市の提携に向けて進めていきたいと思います。ありがとうございます。

○石川慶 委員長 ほかに質疑のある方。よろしいですか。

(「進行」という者あり)

○石川慶 委員長 1時間過ぎていますがけれども、あと1件ですので、進めていきましょう。

では、6番目の予算書34ページ、3款1項3目、02、老人福祉センター管理運営事業について、質疑のある方は挙手をお願いいたします。上里広幸委員。

○上里広幸 委員 34ページお願いします。3款1項3目の説明書き02、老人福祉センター管理運営事業ということで、工事請負費、備品の購入費というふうにして補正が上がってきているのですが、これは内容をちょっと確認したい。台風被害等でのものなのか、空調設備とか、そういったことで上がってきていますので、その辺確認させてください。

○石川慶 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 ただいまの御質疑にお答えいたします。今回、補正で上げている内容といたしましては、陶芸サークルが利用しているガス窯がございまして、それがちょっと老朽化に伴って買換えが必要ということで、備品購入費として電気の陶芸用の窯と、それに合わせて工事費用と、あと今あるガスの陶芸窯については廃棄が必要ですので、その手続をするということで補正の増はさせていただいています。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 ありがとうございます。あと、ガス窯ということなのですが、空調設備とかそういったものを以前行う予定と聞いたのですが、この執行状況のほうを確認させてください。

○石川慶 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 ただいまの御質疑ですが、議員がおっしゃるとおり、赤道老人福祉センターについては今年度改修工事を行う予定としていまして、9月に契約を結んで、10月から来年2月末にかけて改修工事を進めていく予定となっております。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 改修工事の予定を聞いていたものですから、それが関連があるかどうか確認です。ありがとうございます。

○石川慶 委員長 では、委員の皆さん、一通り事前にお聞きした質疑内容を終了しましたので、そのまま進めてよろしいですよ。大丈夫ですよ。

(「はい」という者あり)

○石川慶 委員長 では、進めてまいります。

審査中の議案第48号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○石川慶 委員長 休憩いたします。（午前 11 時 13 分）

○石川慶 委員長 再開いたします。（午前 11 時 25 分）

○石川慶 委員長 認定第 1 号 令和 4 年度宜野湾市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

○石川慶 委員長 休憩いたします。（午前 11 時 25 分）

○石川慶 委員長 再開いたします。（午前 11 時 27 分）

○石川慶 委員長 審査中の認定第 1 号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○石川慶 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○石川慶 委員長 休憩いたします。（午前 11 時 27 分）

○石川慶 委員長 再開いたします。（午前 11 時 27 分）

【議題】

議案第 48 号 令和 5 年度宜野湾市一般会計補正予算（第 4 号）

○石川慶 委員長 次に、継続審査となっております議案第 48 号 令和 5 年度宜野湾市一般会計補正予算（第 4 号）を再び議題といたします。

お諮りいたします。本件については質疑を終結したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○石川慶 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

本件に対する質疑を終結し、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○石川慶 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

これより議案第 48 号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○石川慶 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【議題】

議案第 55 号 宜野湾市税条例の一部を改正する条例について

議案第 58 号 宜野湾市火災予防条例の一部を改正する条例について

○石川慶 委員長 次に、継続審査となっております議案第 55 号 宜野湾市税条例の一部を改正する条例について、議案第 58 号 宜野湾市火災予防条例の一部を改正する条例について、以上 2 件を一括して議題といた

します。

本2件に対する質疑を終結し、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

これより議案第55号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第58号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【議題】

議案第60号 高規格救急自動車購入に係る物品の取得について

○石川慶 委員長 次に、継続審査となっております議案第60号 高規格救急自動車購入に係る物品の取得についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件については質疑を終結したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

本件に対する質疑を終結し、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

これより議案第60号を採決いたします。本件は同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は同意されました。

【議題】

認定第1号 令和4年度宜野湾市一般会計歳入歳出決算の認定について

○石川慶 委員長 次に、認定第1号 令和4年度宜野湾市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件については、今定例会で結論を出すのは困難であり、なお慎重に審査する必要がありますので、閉会中の継続審査といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

【議題】

陳情第11号 日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情

陳情第12号 公契約条例の制定を求める陳情

陳情第18号 学生議会開催について

請願第2号 沖縄本島南部土砂採取計画の撤回を国に要請することを求める請願

請願第 6号 米軍機の保育・教育施設の上の飛行中止を求める請願

○石川慶 委員長 次に、陳情第11号 日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情、陳情第12号 公契約条例の制定を求める陳情、陳情第18号 学生議会開催について、請願第2号 沖縄本島南部土砂採取計画の撤回を国に要請することを求める請願、請願第6号 米軍機の保育・教育施設の上の飛行中止を求める請願についてお諮りいたします。

本5件については、今定例会で結論を出すのは困難であり、なお慎重に審査する必要がありますので、閉会中の継続審査といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。御苦労さまでございました。

(閉会時刻 午前11時32分)